

令和5年

第1回定例会

会議録

(第2号)

令和5年3月9日

令和5年第1回 江差町議会定例会
(第2号)

◎ 期日及び場所

令和5年3月9日(木) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1 議案第7号～議案第15号、
議案第16号～議案第20号、
議案第22号～議案第26号
議案第28号
議案第30号～議案第32号
令和5年度江差町各会計予算並びに関連議案中

□ 財政課・税務課 所管分

- 議案第 8号 令和5年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 議案第13号 令和5年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
- 議案第16号 江差町財政調整基金の処分について

□ 町民福祉課 所管分

- 議案第22号 江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

□ 健康推進課 所管分

- 議案第 8号 令和5年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 議案第 9号 令和5年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第26号 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

□ 高齢あんしん課 所管分

- 議案第10号 令和5年度江差町介護保険特別会計予算について

□ 農業委員会・産業振興課 所管分

- 議案第12号 令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について

- 議案第30号 指定管理者の指定について
- 議案第31号 指定管理者の指定について
- 議案第32号 指定管理者の指定について

□ 追分観光課 所管分

- 議案第28号 財産の減額貸付について

□ 建設水道課 所管分

- 議案第11号 令和5年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第15号 令和5年度江差町水道事業特別会計予算について

□ 教育委員会（学校教育課・社会教育課） 所管分

- 議案第14号 令和5年度江差町奨学金特別会計予算について

- 日程第 2 議案第17号 江差町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 3 議案第18号 江差町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 4 議案第19号 江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第20号 江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第22号 江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第23号 江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第24号 江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第25号 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第26号 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 7号 令和5年度江差町一般会計予算について
- 日程第12 議案第 8号 令和5年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 日程第13 議案第 9号 令和5年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第14 議案第10号 令和5年度江差町介護保険特別会計予算について

- 日程第15 議案第11号 令和5年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第12号 令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第13号 令和5年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第14号 令和5年度江差町奨学金特別会計予算について
- 日程第19 議案第15号 令和5年度江差町水道事業会計予算について
- 日程第20 議案第16号 江差町財政調整基金の処分について
- 日程第21 議案第28号 財産の減額貸付について
- 日程第22 議案第30号 指定管理者の指定について
- 日程第23 諮問第31号 指定管理者の指定について
- 日程第24 諮問第32号 指定管理者の指定について
- 日程第25 発議第1号 江差町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第26 発議第2号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の提出について
- 日程第27 発議第3号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書の提出について

◎ 会議に付した事件

- 日程第1 議案第7号～議案第15号、
議案第16号～議案第20号、
議案第22号～議案第26号
議案第28号
議案第30号～議案第32号
令和5年度江差町各会計予算並びに関連議案中

□ 財政課・税務課 所管分

- 議案第8号 令和5年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 議案第13号 令和5年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
- 議案第16号 江差町財政調整基金の処分について

□ 町民福祉課 所管分

- 議案第22号 江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

○議案第 25 号 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

□ **健康推進課 所管分**

○議案第 8 号 令和 5 年度江差町国民健康保険費特別会計予算について

○議案第 9 号 令和 5 年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について

○議案第 26 号 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

□ **高齢あんしん課 所管分**

○議案第 10 号 令和 5 年度江差町介護保険特別会計予算について

□ **農業委員会・産業振興課 所管分**

○議案第 12 号 令和 5 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について

○議案第 30 号 指定管理者の指定について

○議案第 31 号 指定管理者の指定について

○議案第 32 号 指定管理者の指定について

□ **追分観光課 所管分**

○議案第 28 号 財産の減額貸付について

□ **建設水道課 所管分**

○議案第 11 号 令和 5 年度江差町公共下水道事業特別会計予算について

○議案第 15 号 令和 5 年度江差町水道事業特別会計予算について

□ **教育委員会（学校教育課・社会教育課） 所管分**

○議案第 14 号 令和 5 年度江差町奨学金特別会計予算について

日程第 2 議案第 17 号 江差町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

日程第 3 議案第 18 号 江差町個人情報保護審査会条例の制定について

日程第 4 議案第 19 号 江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 20 号 江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 22 号 江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 7	議案第 23号	江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 24号	江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 25号	江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 26号	江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 7号	令和5年度江差町一般会計予算について
日程第 12	議案第 8号	令和5年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
日程第 13	議案第 9号	令和5年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 14	議案第 10号	令和5年度江差町介護保険特別会計予算について
日程第 15	議案第 11号	令和5年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
日程第 16	議案第 12号	令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
日程第 17	議案第 13号	令和5年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
日程第 18	議案第 14号	令和5年度江差町奨学金特別会計予算について
日程第 19	議案第 15号	令和5年度江差町水道事業会計予算について
日程第 20	議案第 16号	江差町財政調整基金の処分について
日程第 21	議案第 28号	財産の減額貸付について
日程第 22	議案第 30号	指定管理者の指定について
日程第 23	諮問第 31号	指定管理者の指定について
日程第 24	諮問第 32号	指定管理者の指定について
日程第 25	発議第 1号	江差町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
日程第 26	発議第 2号	普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の提出について
日程第 27	発議第 3号	安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書の提出について

◎ 出席議員（12名）

議		長	打	越	東	亜	夫
副	議	長	菽	原			徹
議		員	薄	木	晴		午
	〃		飯	田	隆		一
	〃		室	井	正		行
	〃		塚	本			眞
	〃		西	海	谷		望
	〃		小	梅	洋		子
	〃		小	野	寺		眞
	〃		小	林	く	に	こ
	〃		出	崎	太		郎
	〃		大	門	和		幸

◎ 出席説明者

町		長	照	井	誉	之	介
副	町	長	田	畑			明
教	育	長	出	崎	雄		司
総	務	課	斉	藤	敏		己
まちづくり	推進	課	尾	山			徹
財	政	課	岸	田	礼		治
税	務	課	西	海	谷		靖
町	民	福	畑		竜		哉
健	康	推	白	鳥	智		子
産	業	振	竹	内			強
追	分	観	国	仙	敏		孝
建	設	水	岸	田	雄		治
高	齢	あ	三	好	泰		彦
出	納	室	岸	田	真	由	美
学	校	教	長	尾	恵		一
社	会	教	安	田	克		臣
総	務	課	宮	津	宗		介
		主					
		幹					

(議会事務局)

局		長	梅	川	年	代
次		長	中	澤	貴	徳

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員は、12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

昨日に引き続き、令和5年各会計予算並びに関連議案について、各所管課の単位で補足説明を求め、質疑を受けることといたします。

(議長)

日程第1、議案第7号から議案第15号、議案第16号、議案第20号、議案第22号から議案第26号、議案第28号から議案第30号から議案第32号の令和5年度江差町各会計予算並びに関連議案中、財政課、税務課所管予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

おはようございます。(議長:「おはようございます」の声)

令和4年度との差が大きいものに絞って、説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

事業番号20番財務会計システム更新です。こちらは、本年10月に始まりますインボイス制度に対応するためのシステム更新となっております。

続きまして、23番役場庁舎管理、令和4年度と比較しますと、約680万円ほどの増となっております。主な要因は、燃料費や電気料の高騰に対応するため約350万ほど、さらには、当議場の音響システムの改修に当たって、昨日議決をいただいておりますが、4月以降、約最大半年ほどの改修期間を見込んでマイクの借上げ費用として、200万円ほど計上させていただいているものが、大きな増額要因となっております。

続きまして、25番公用車管理です。約240万円ほどの増となっておりますが、その増額の要因は、燃料費高騰に伴うものとして、約120万、加えて当課が所管する公用車台数の増、新たな事業の展開等により、公用車の賃借料増加で約120万ほど増加したものでございます。

続きまして、30番、資料4となります。町有大型車両車庫オーバースライダー改修です。令和4年度の補正で3枚あるうち、大きなシャッターの改修の予算議決をいただ

いてございます。5年度は真ん中のオーバースライダーの改修費用として、計上させていただいたものでございます。

続きまして、88番、集会施設管理です。350万円ほどの増となっておりますが、その主な増額の要因は、資料の5、6にありますように小黒部寿の家の改修、さらには対鷗館の改修、これらに要する費用として、約270万円を計上させていただいたことが増額の要因となったものでございます。

続きまして、268番、資料は10となります。港湾整備事業特別会計繰出、こちらは、一次保管庫のオーバースライダー改修を行うことに伴いまして、令和4年度と比較して、約260万円ほどの増額の繰り出しとなるものでございます。

続きまして、278番公営住宅管理事務です。140万円ほど増額となりました。大きな要因としますと、住宅管理に管理用としまして、除雪機1台を導入するというところで、増額となったものでございます。

続きまして、281番、資料は7となります。公営住宅町寿命化対策円山第3団地解体除却、6棟あるうち3棟につきましては、4年度で除却を行ってございますが、残り3棟の解体除却に要する費用を計上させていただいてございます。

続く282番、資料は8、9となります。同じく公営住宅町寿命化対策としまして、中歌団地にする町寿命化としまして、今年度、窓改修工事を含めた費用としまして、3,100万ほど計上させていただいたものでございます。

続きまして、港湾整備事業特別会計について、説明させていただきます。274ページ、予算書ご覧下さい。港湾センター管理費としまして、約260万円ほどの増となっておりますのでございます。先程もご説明いたしました、港湾センターに付属する一時保管庫オーバースライダー改修に伴う費用が増額になったことから、相対的に増となったものでございます。

続きまして、議案第16号の財政調整基金の処分について、ご説明させていただきます。議案書91ページをお開き下さい。令和5年度一般会計の予算編成において、生ずる財源不足を補うため、令和5年度中に3億円の取り崩しをお願いするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

(議長)

はい。次に、税務課長。

「税務課長」(補足説明)

おはようございます。

それでは、税務課が所管しております一般会計と国民健康保険費特別会計の予算についてご説明いたします。

まず、はじめに一般会計の歳入になります。これにつきましては、歳入につきましては、予算書で説明させていただきます。

予算書の22ページから23ページの1款町税でございます。予算資料につきましては3ページになります。

町税につきましては、総額7億6,110万2千円を計上し、前年対比で387万8千円の減なるところでございます。主な町税の増減といたしましては、軽自動車税については、普通自動車から軽自動車への乗り換えの増加により、62万ほど税収の増が見込まれ、また、たばこ税につきましては、520万ほどの税収の増が見込まれる一方で、個人町民税につきましては、就労人口の減少などにより、230万ほどの減収、法人町民税につきましては、前年の伸び率などにより、326万ほどの減少を見込んでおり、また、固定資産税においては、減価償却などによる経年減少で420万ほどの減収の減額が見込まれることにより、予算額となったところでございます。

次に、歳出になります。歳出につきましては、予算の資料の方で例年と比較し、大きく変更がある事業についてのみ、説明させていただきます。

予算資料の9ページの事業番号56番から64番が当課所管の事業になります。はじめに予算資料の9ページの56番、過年度還付につきましては、前年度と比較し、法人の確定申告に伴う還付の増に伴い、前年度と比較し、100万円増となり、税務課分の還付予算額は300万円を計上しております。

次に、予算資料の60番、課税電算処理につきましては、令和6年度の評価替えに伴い、その結果をシステムに反映させる必要があることから、前年度と比較し、74万3千円の増となり、予算額は604万9千円を計上しております。

次に、61番の課税事務につきましては、eTAXでの申告税目が入湯税及びたばこ税が拡充されることによること。また、令和6年1月から特別徴収税額の通知につきましては、電子化が開始されることからこの一時作業にかかる経費と、軽自動車システムの車種区分に特定小型電動機付き自転車、いわゆるキックボードが追加され、現行のシステムに改修が必要となり、前年度と比較し、108万増となり、予算額は336万円を計上してございます。

次に、62番の町税滞納管理システムにつきましては、令和4年度末で契約が完了するシステム契約について、前年度はパソコンを再リースすることにより、前年度と比較し、57万円減額とし、予算額は265万円を計上してございます。それ以外の事業につきましては、事務的経費であり、例年と大きく変わっておりませんので、割愛させていただきます。

次に、国民健康保健特別会計の当課所管分になります。まず、歳入ですが、予算書の148ページから149ページの1款国民健康保険税でございます。総額1億2,027万6千円を計上し、前年対比で161万9千円の増となったところでございます。増額となった要因につきましては、北海道に納付する国民健康保険の納付金額が増となったことによるものでございます。

次に、歳出でございますが、予算書の154ページから157ページの賦課徴収費と収納率向上対策事業費となりますが、事務的経費であり、例年と大きく変わってございません。

以上、簡単ではございますが、税務課所管の予算説明を終わります。
ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、補足説明が終わりました。質疑を許します。
質疑希望、ありませんか。
質疑希望あり・・・誰。あ、小野寺議員。

「小野寺議員」

おはようございます。

3点。ごめんなさい。税務課1つ、財政課2つ、ちょっと財政課長、ごめんなさい。
ちょっと追加1つ、事前に出したのと1つ追加。財政課3つ。

先に、ちょっと税務課の方お聞きします。課長、前から一般質問とか決算予算でしたかね、固定資産税の関係で取り上げてきました。今、いろいろ、詰めているのがあるのかなと思うんですが、要は江差町内で急傾斜地など、それぞれ、個人で持っている土地が事実的にその自分の裏山だとかが、直接入ってるか、ぎりぎりかはともかく、結果的には、それで価値が事実的には下がる、もしくは、も一土地で言うと、万が一、自分が売ろうとしても売れないとか、色んな面でそれは、固定資産税、何らかな措置が必要ではないか。ということをおの間、取り上げてまいりました。現時点でどういう検討状況なのか、ちょっと教えていただきたいというのが1点です。

それで、財政課長、事前に2点お知らせしたのと、1か所追加があります。1点目です。先程、税務課でも取り上げましたが、江差町内、本当に土砂災害等のレッドもイエローもたくさんあります。それで、直接ここで財政課では、町有地の法面ということで、特に現在、進められている陣屋円山のあの地域は何年でしょうかね、もう継続で行われおります。ただ、急傾斜地等の対策ということになれば、これは治山の関係ですから、産業課とかですね、産業振興課とか、あとどこなんだろうかな。いろいろありますが、少なくとも財政課がこのように町有地に関して、そこはいろいろ土砂災害等の危険があるよという部分について、町内としてこの今行われている陣屋円山以外に、どういところが財政課の所管でですね、考えられるのか、もしくは検討しているのか、ちょっと、そこ教えていただきたいなど。いずれにしても、多額な予算、この継続の部分で総額でいくらに、もう、なるんでしょうかね。本当に大変な事業だとは思いますが、しかし、町民の生命財産を守るという意味では、本当に急がれる大事な事業かなと思いますので、この点確認したいなと思います。

2点目。2点目と追加の部分は、町営住宅の関係になるかと思うのですが、町営住宅環境整備といいますか、色んな物があるんですけども、1つは、今日、私、ちょっとたまたま今回の予算でゴミ箱の設置、南が丘第4団地のごみ箱整備、設置というより、直すんでしょうかね。ちょっと、そこ教えてもらいたいんですが、30万8千円ということで、予算措置なっております。それで、これ非常に難しい問題と思うんです。団

地、南が丘のようにいわば長屋的な部分、それからごみ収集車が入るにしてもなかなか入れないような長屋、直ぐごみ収集車が通るようなところに玄関がある。それから、そうですね、陣屋団地のように集合アパートのような、そこに大きなごみ箱ドーンと置かなきゃなんない部分、などなど。ですから、一概に町営住宅として、設置管理をやっている江差町として、所管の財政課として、そのごみ箱、基本的にどう考えているんだという質問はなかなか問う方も、私も難しいなと思うんですが、ただ、町営住宅に入っている方がごみの処理ということに関して言うと、どういう町営住宅の形態であれ、やはり1つの考え方は基本的なもの、私は町として持つべきだと。これは以前から何代か前の課長、担当課長にも言ったことあるんですけども、ごみの処理ということになると、また、別な部分になるかも知れませんが、町営住宅が今回、管理として、ごみ箱の整備ということで、予算措置しております。お金を付ける以上は、一定の基本的な考え方は、当然あるからやるんだと思いますので、改めてこの基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

ちょっと最後、追加ですが、同じく町営住宅の住宅管理費の中に備品購入費で、除雪機84万円というのがあります。これちょっと先程説明あったのか、もし、聞き洩らしていたなら、ごめんなさい。この84万円で備品購入ですから、買う除雪機というのは、これ、道路、建設課でもないし、あくまでも住宅管理費で買うということは、町営住宅の何かどういうふうになら、ちょっと使うのかですね、教えていただきたいなと思います。

以上です。

(議長)

税務課長。

「税務課長」

昨年の議会です、質問があった件かと思えます。この件につきましては、レッドゾーンに指定された地域につきましては、建築規制を受けるということで、土地の制限などが土地の価格に影響を与えることから、不動産鑑定士に依頼して、今、令和4年度、5年度で鑑定評価を行ってございます。令和6年度の評価替えから見直しをするということで、現在、取り進めしておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。はい。財政課長。

「財政課長」

まず1点目、法面に関するご質問にお答えさせていただきます。私ども今管理している中で、住まわれている方から何らかの連絡があるというところは、1か所ございます。陣屋円山以外の部分で、1か所ございます。そちらにつきましては、現地を確認し

まして、排水路の側溝が、ちょっと詰まっていてちょっと心配だと。もしくは、ちょっとその土留めが弛んできているのではないかというような、お問合せをいただいて、たまたま地元ではなく、札幌の専門の業者がこちらに来ていましたので、見ていただいた中では、今直ぐ、これを何らかの手立てをする必要はないですと。というようなところで今、私どもの方では日常の管理の中で排水路の管理であるとか、そういった部分での取り扱いをさせていただいているところがございます。こちらが1点目です。

2点目、ごみ箱に関するご質問です。今回、ごみ箱の予算をお願いしておりますのは、4つのごみ箱を更新すると。今あるものが、腐食してちょっと足が崩れそうになっているものですから、そこを更新するということで、予算を計上させていただいております。

ただし、議員ご指摘のように、すべて設置している訳ではございませんが、ごみ収集車が巡回する経路によってはですね、やはり、整備できる、町として整備できる住宅あるものと考えてございますので、その辺については、検討させていただきたいと考えてございます。

3点目。除雪機の使い方についてです。私ども作業員が冬の間ですね、基本的には、団地の中といいますか、除雪が入ったあと、ちょっと残ったその雪ですとか、もしくは、雪がない通路ですとか、そういった所をですね、毎朝、除雪してございます。そういった所をすべての住宅を毎日毎日周れている訳ではございませんが、降雪の状態、もしくは、そのゆるんだ状態などを見ながら基本的には、町営住宅の団地内の除雪をさせていただくための除雪機を更新させていただくということでの内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。ありがとうございます。

財政課、ありがとうございます。よろしいです。

税務課、失礼しました。ありがとうございます。

財政課長、ちょっと2点確認したいです。最後の方から。除雪機、購入は町ですから町の除雪機。それを具体的にどういうふうにとこの団地をイメージしているのか。年によって本当に降る場合も降らない場合も、それから同じ江差町でも結構、ちょっとした地域によってですね、雪が違うというのも道路の団地の中に雪がですね、違うというのも本当に私も経験しているんですが、具体的にどういうふうな運用を考えているのか。ちょっと教えていただきたい。

それから、ごみのごみ箱の関係ですが、今検討させていただきたいという話ありました。ちょっと確認させていただきたい。現時点で江差町の団地管理者として、江差町にたくさんあります団地。これは、これからも含めて、これは先程お話ありましたごみ収

集車の関係で江差町が何らかな形で、管理しなければならないなと押さえているのは、現時点でこの第4団地だけで、その後については、検討するという事なのか。ある程度、今ある部分でもこれは江差町の範囲で、団地管理者の範囲で、ごみ箱の整備については検討しなければならないな、とうことで内部的には押さえているのか。ちょっとそこら辺、分かる範囲で教えて下さい。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」

まず1点目の除雪機の関係です。現状1台の除雪機を運用してございます。具体的には、柏町の団地の中で、一部その除雪しきれない場所があるだとか、そういったところを軽トラで積んで行って除雪したり、もしくは、陣屋団地の中でのそういった部分での除雪、さらには中歌団地などの除雪、団地内の除雪というところで主に活用させていただいている状況でございます。(小野寺議員：軽トラで) 軽トラで運んで。はい。私どもの財政課に所属する職員、作業員がおりますので、毎朝、周らせていただいております。

2点目、ごみ箱に関する内容ですが、私、基本的に考えておりますのは、少なくとも自宅の前をごみ収集車が通るような場所に関しては、これまで同様に各家庭でのごみの出すという部分での対応をいただくものが、基本になるのかなと思います。一部、そうではなくて、団地、議員ご指摘がありますように、長屋などになっている部分に関してはですね、やはり、無い団地ある団地ということがございますので、特に無い団地、長屋などになっている部分でごみ収集車が家の前を通らないというような所を対象に、検討をさせていただければなという考えでございます。

(議長)

いいですね。はい。

他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、財政課、税務課所管予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

説明員、入れ替えのため暫時休憩いたします。

休憩 10:23

(議長)

いいですか。会議を再開いたします。

次に、町民福祉課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

町民福祉課長。

「町民福祉課長」(補足説明)

おはようございます。(議長：「おはようございます」の声)

令和5年度一般会計予算について、町民福祉課所管分について、ご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

まずは、歳入についてご説明いたします。予算書38ページ、39ページになります。

諸収入、民生費貸付金償還金でございますが、災害援護資金として19万4千円を計上しております。これは、平成7年の豪雨災害に伴う災害援護資金の滞納繰越になりまして、1名の方が償還しており、今年度で令和5年度で完済となります。

次に、歳出についてご説明させていただきます。令和5年度各会計予算資料に基づき、説明させていただきます。予算資料9ページをお開き下さい。

事業No.50、町内自治会活動支援でございますが、町内会連合会及び各町内会等への助成金で昨年度と大きな変更はございません。

次に、事業No.65から70番の戸籍住民登録費でございます。戸籍住民登録費の6つの事業のうち、事業No.69についてご説明させていただきます。戸籍システム、住基システム改修でございますが、デジタル手続き法や戸籍法の一部改正に伴う、システム改修を令和2年度から令和5年度にかけて行うものに加えまして、戸籍における読み仮名明記に対応するためのシステム改修分を併せたもので、計上させていただいております。それ以外の事業につきましては、昨年度と大きな変更はございません。

次に、事業No.78から81の4事業が社会福祉総務費になります。民生委員、児童委員活動、社会協議会運営補助、社会福祉事務の3事業につきましては、昨年度と大きな変更はございません。

No.80の子ども未来応援事業につきましては、制度内容を拡充し、予算計上をさせていただいております。

定例会資料11ページをご覧いただきたいと思っております。表の中段、やや下に記載しておりますように、これまでの学習塾、通信教育費用の他、習い事やクラブ活動の月謝等を助成対象に加えるとともに、教育資材や用具等の購入費用についても一部助成することで、子育て世帯に対する制度拡充を図るものでございます。

次に、事業No.84から86の社会福祉施設費でございます。町民福祉課所管の施設は、水堀コミュニティセンターと南が丘ふれあいセンターの2施設となっております。2つの施設の施設管理人及び町内会長等から、修繕箇所や必要備品等の聞き取りを随時行いながら、予算計上させていただいているところでございます。令和5年度につ

きましては、水堀コミュニティセンターの軒天屋根板金改修工事に係る予算を計上させていただいたところでございます。

次に、事業No.100から106の障がい者福祉費でございます。事業No.100の障がい福祉サービス等給付につきましては、前年対比でいきますと、1,834万5千円の減額、減となっておりますが、実績に基づく積算により、予算計上させていただいたもので、令和4年度予算におきましても、実績に基づきこの度の議会で2,003万6千9千円の減額補正をご提案させていただいたところでございます。実績の基づく積算により、事業No.103の福祉タクシー助成、並びに事業No.104の障がい者医療給付につきましては、逆に例年、前年に比べて、増額での予算計上をさせていただいたところでございます。

次に、事業No.113から125の13事業が事業福祉総務費（正：児童福祉）となっております。子育て支援センターや学童保育所などの施設運営などを含めた継続的な事業につきましては、基本的に実績や要望等に応じた積算により、前年対比で増減はありますが、事業内容といたしましては、大きな変更はございません。

事業内容等の変更や大幅な増減の部分で言いますと、事業No.117番の子ども発達支援推進でございます。予算計上のうち上ノ国の子ども発達支援センター負担金で、令和4年度までは支援センターの運営費を江差、上ノ国、厚沢部、乙部の4町で負担してございましたが、厚沢部町で対象児童がいなくなるため、令和4年度をもって脱退することとなりまして、3町で負担し合うことになりまして、前年対比で270万弱の増額となります。ただし、逆に扶助費の部分で前年実績等から積算した予算額としては、約720万ほど減となりますので、相対的には、全年対比で470万円の減となっております。

新規事業といたしましては、定例会資料11ページ、先程の資料11ページ等にも記載してありますが、事業No.124の放課後等デイタマみずき移送サービスで、予算額183万7千円を計上させていただきました。これは、たまみずきを利用している保護者から送迎サービスへの要望もございまして、たまみずきへの通所に係る送りの部分、こちらの移送サービスを実施して働いている保護者の方々の負担の軽減を図るものでございます。

事業No.125の子育て世帯の新築中古住宅購入助成でございますが、高校生以下の扶養している子どもが同居している世帯を対象に、住宅新築や中古住宅購入に関する助成を行うものでございます。

新築住宅の場合は、住宅新築で150万、そしてその新築工事を江差町内の業者と締結して実施する場合は、50万円を上乗せして最大で200万円の助成となります。中古住宅の取得、及び取得に伴うリホームにつきましては、代金の20パーセント、上限額として100万円まで助成するものでございまして、リホームは中古住宅の取得から1年を経過するまでに町内業者によるリホームのみを対象としまして、本制度を利用した場合は、建設水道課所管の既存の住宅リホーム制度の利用は、不可とするものでございます。

次に、事業No.130から131の常設保育所費の2事業につきましては、例年と事業

以外に大きな変更はございませんが、引き続き園児が安心して登園できるよう対応して参ります。

以上が町民福祉課所管の予算に対する説明です。

最後に、条例の一部改正について、ご説明させていただきます。議案書は109ページから118ページ、議会資料は61ページ資料No.46から82ページの資料No.49になります。

今回の条例改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や民法等の改正に伴う、児童福祉関係省令と児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正、それと、子育て支援法及び学校教育法の改正に伴う条例改正と、町外にお住まいで江差町内に勤務されている保護者でお子さんを江差町の小学校への入学と併せて学童保育所を利用したいとご要望に応えるために、改正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

(議長)

以上で補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

質疑希望・・・。西海谷議員。

「西海谷議員」

ちょっと1点、教えて欲しいですけれども、南が丘ふれあいセンター、水堀ふれあいセンター等々のですね、施設の方の管理費について、江差町がいろいろな施設、例えば、その他の集会所であったり、それらのこと、所管ではないにしても、この辺の金額の差ってどうかですね、算出のその管理費の部分、その違いつて何か算出方法あるんですか。

以上です。

(議長)

はい。誰だ。町民福祉課長、誰。

町民福祉課長。どごにいるんだや。

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

積算の差と言いますか、これまでの実績に基づきながら、その施設の運営費、掛かる経費等も含めてですね、そういったものを勘案しながら、そういう積算しながら予算計上させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

(議長)

はい。いいですか。

他に質疑希望あり・・・。

はい。西海谷議員。

「西海谷議員」

特に、そしたら、例えば、民間あたりだとか、それから管理で、例えば、施設によっては、草刈りが必要ですよとかっていうような、そういう管理内容であったり、そういうような差の中での算出になっている。この2つに限らず、全体の施設の方の管理費、それぞれ差があるんですけども、その辺どうなのかっていう。

(議長)

誰答えるんだや。

誰、答えるんだ。

財政課長。

「財政課長」

ただ今のご質問にお答えいたします。私ども財政課では、集会施設並びに児童会施設併せて15の施設を管理させていただいております。こちらの管理費用、管理いただいている費用に関しましては、基本額と利用実績に基づいた人数割り、これにより、算出させていただいております。その他、私どもの管理しているもの以外の今ご質問の南が丘ですとか、その他の施設に関しては、別な算定でこれまでも予算措置をいただいているという内容になってございます。

以上です。

(議長)

いいですか。いいですか。

「西海谷議員」

はい。

(議長)

はい。他に質疑希望。

小野寺議員。

「小野寺議員」

ちょっと事前に3点、お知らせしておりますが、ちょっと今の関連でさっきちょっと財政課長答えたので、施設管理費、私今この場で申し訳ないんですが、南が丘ふれあい

センターの町内会長、自治会長もやっておりますが、南が丘ふれあいセンターのですから、指定管理の部分でのいろいろやり取りもこの間やってきて、指定管理じゃないですか、やってきておりますが、先程、西海谷議員の質問の部分のすごく大事な部分がですね、その管理人が草刈り、冬で言うと除雪も含めて、基本的にはその管理団体で実際に日々動いている管理人、任せられているんですよ。でも、でも、雪降ったらですね、例えばですよ、とてもとても、管理人だけでもしくは、南が丘自治会の普通の感じなんでもとてもできないんです。だから、もう、役員も総出で除雪したり、前には、町民福祉課も来て屋根の雪とか特別にありましたが、ですから、管理という部分はですね、もう少し、どれだけそれぞれの施設で手間暇かかって、結果的には、相当のものが必要なんだよと、それが管理費の中にどうやって反映できるのかということも含めて、私はおおいに検討してもらいたいと思うんです。一応、議長、申し訳ないんですが、要望だけに止めます。申し訳ない。

で、質問に入ります。まず1点目、障がい問題、今一般質問でもしましたが、特に児童学校に行く前、それから、学校行ってからという点で言うと、先程説明ありましたが、新規事業も含めて事実上、江差町にその対応の施設がありませんので、上ノ国、町が運営しています学校行く前の子ども発達支援センター、それから、学校行ってから、もし、デイで放課後必要だよということになると、NPOでやっているたまみずき、両方江差町から通っております。本当に大変な事業、江差町としても支援していかなきゃなんないなと思うんですが、その3町でやっているという部分で、まず、最初に江差町で今利用者どれぐらいいるのか。ちょっとまずわかっている範囲で数字教えて欲しいなと。4月以降も動きがあるとなれば、わかる部分に構いません。

2点目として、私もこの間、小学校児童の色々な障がいを抱えた子どもさん、それから学校行く前も特にもう、お母さんから育児放棄、ネグレクトを受けて虐待も受けて、結果的にその今4歳の子ども、PTSDを受けて、本当に困っている。これは江差町民じゃありませんが、近くの人なんですけれども、そういう対応を今も私いろいろ相談受けてて本当に大変だなと思うんです。函館あたりですと、色々な障がい、対応に部分で可能だという部分あるんでしょうけれど、今この實際上、江差町では上ノ国の子ども発達センター、放課後デイで言うと、先程言ったたまみずき、どのような障がいの方が可能なのか。わかる範囲で教えてもらいたいんですよ。なかなかしんどい、ですね。ちょっと併せて3つ目に、そのどの程度利用できるのか。そのそういう抱えているお母さん方というか、保護者は最大限何とかして見てもらいたい。という部分もあるんですが、そこがなかなかちょっと難しい面もありますね。現時点で本当にその障がいの状況にもよるんでしょうけれども、どれぐらい利用できるのか。時間的にもしくは、1週間に何日、という部分でわかる範囲で教えてもらいたいと思います。が1つ目。

2つ目。ちょっとこれ、数字的なことで、私調べてわからなかったの、2点目で予算書にもありましたが、認定こども園の広域入所、結構金額増えてますよね。先程説明なかったなと思うので、今、こういうことで増えているということだけでも、教えてもらえればなと思います。

最後3点目。この間、政府の方でも、また北海道でもヤングケアラーの問題について、いろいろ調べたり、それから対策もとろうとしておりますが、江差町としても確か、ヤングケアラーの実態調査しますということを書いてたかなと、思うんですけども、ちょっと私失念しております、部分あるかも知れません。してたとしたら、どういう実態調査の結果なのか。もしくは、進行形なのか、ちょっとまず、そこを教えてくださいなと思います。

以上、3点です。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

小野寺議員から大きく分けて、3点のご質問をいただきました。

まず1つ目が、上ノ国の子ども発達支援センター、放課後デイたまみずきの利用状況についての質問でございます。

まず、小学校への就学前の児童を対象に受け入れを行っている上ノ国の子ども発達支援センターにつきましては、現在、近隣4町を併せて39名の児童が登録しております、そのうち江差町からは、13名の児童が登録をしております。新年度は厚沢部が抜けて、上ノ国、江差、乙部の3町の児童が利用することとなりますが、江差町の次年度の令和5年度の見込みといたしましては、現在13名のうち、7名が4月小学校に入学いたします。そして、新規の利用等もありまして、今のところ伺っているのは、9名の利用の予定があるということでございます。

次に、放課後デイのたまみずきの利用見込みでございますが、現在4町併せて38名が登録して、そのうち江差町から6名の登録となっております。新年度は中学校へ上がる児童、小学校へ入学される児童、それぞれの増減ありますが、現時点で5名の方が希望されているというふうに伺っております。

次に、どのような障がいの児童が利用可能かというご質問でございました。施設の方にも確認させていただきましたが、知的障がい、自閉症スペクトラム等の発達障害の利用が主になります。看護師がおきませんので、医療的ケア児の受け入れは出来ませんが、それ以外の障がい、身体、精神、難病などは、個別の状況を確認しながら、相談に乗っていただけるようでございます。

また、障がいの診断がついてなくてもですね、親御さんが個別の関わりを望んだりですとか、保健師や医療が医師が健診で気になった児童に対して、療育の利用を進めたりした場合も利用が可能でございました。基本的には、遊びを通して個別や集団での日常生活動作を身に着ける療育というふうになってございます。

利用時間につきましては、子ども発達支援センターが平日の9時15分から16時45分の中で1時間単位、枠にだいたい2、3名程度のグループでの療育となりまして、1日に5枠で対応しているという状況でございます。放課後デイのたまみずきにつきま

しては、サービス提供時間は13時から17時となっておりますが、だいたい低学年が14時下校、14時以降の下校、高学年の午後3時以降の下校となりますので、それからの利用となるということになってございます。

次に、2つ目のご質問の認定こども園の予算、増減の部分、増えた部分でございますが、これにつきましては、前年対比で約810万ほどの増額となっておりますが、これは、幼稚園がない上ノ国の児童が、江差の認定こども園を利用することが増えたこととございまして、歳出予算は増えておりますが、別途上ノ国から負担金が入ります。そういう状況となっております。

最後に、3点目のヤングケアラーの実態調査の関係でございます。ヤングケアラーの実態調査につきましては、昨年の7月に全道一斉に、小学生、大学生、小学校を対象とした実態調査が行われましたが、We bによる個人を特定できないなど、調査方法でもありまして、江差町個別の詳細な調査結果は把握できていない実態でございます。

ただし、近年の全国的なヤングケアラーの問題視されている状況を踏まえまして、特にヤングケアラーの対象となり得る小中高生ということになりますので、学校教育課を通してですね、各学校の先生方にも不登校やいじめの他にですね、ヤングケアラーに関しましても日頃から注視していただくようお願いしております。毎月開かれる校長会などでは、今のところヤングケアラーが疑われる事案等の報告は受けていないということをお伺っております。

いずれにいたしましても、町内でヤングケアラーが疑われる事案等が発生しましたら、要待機等を開催しながら、関係機関とも連携して対応してまいりたいとうふうに考えてございます。

以上でございます。

(議長)

いいですね。小野寺議員。

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

ありがとうございます。

1点目、一番目について、再質問させていただきます。こんなこと言ったらちょっと課長、失礼な言い方になるかも知れませんが、上ノ国問い合わせてみた。結局、本来3町が経営、運営している施設なんです。つまり、江差町も主体者なんです。でも、実際は、上ノ国に頼んでいる。聞かなかつたらわからない。ちょっと、課長申し訳ないんですが、担当段階でもしかしたらかなり詳しく上ノ国の今、2つ、子ども発達支援センターと放課後デイのたまみずきについて、困っている人がちょっと江差の役場にいて、どういうことが可能なんですか、時間はどうなんですかつたら、すぐ、わかるような体制になってるのですか。課長はもしかしたらちょっと私質問のことなので、ちょっと聞いたということなのかも知れませんが、直ぐわかるんでしょうかね。でね、一人の

人に限って、さっき時間言いましたけどね、その特定の子ども一人に関して言うとね、確か、そのまず、50分から1時間ですよ、1回ね。それから1週間で1回か2回、ですよ。だから1週間毎日、毎回でも行けるのだったって、行けないんですよ。今の状況から言ったら。だから、その利用についても、本当に厳しい。それから、その放課後デイに関して言うと、もしかしたら江差にあれば、頼みたいなっていうこともいらっしゃるかも知れませんよね。きっとね。いずれにしても、やっぱりね、申し訳ないけど、離れた町によその自治体のやっているところのサービスを頼んでいるという状況じゃないのかなと思っているんですけれどもね。だから課長、もし、担当者でもいいんですけども、答弁ね、担当者からでも答えて欲しいんですが、いや、そこはきちっと、来たら直ぐ対応できるようになっておりますと。心配しなくてもよろしいですよって言うのであれば、私ちょっと、わかりましたと言うんですが、そうでないとすると、もっとしっかりとね、この2つの施設のことについて把握して、何か相談あっても、いやいや上ノ国に行ったり、聞かなかったら分からないから行って下さいねじゃなくて、責任もって対応できるというふうになっているのかどうか。ちょっと、ごめんなさい。もしね、担当者にもいいから、ちょっと教えて下さい。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

再質問について、お答えします。上ノ国の施設の部分の要は対応の部分でございますが、先程も説明したんですけども、どうしても定員数があって、上ノ国の対応する職員の数も限定されてございます。それで、3町なり4町から行ってるという状況を踏まえて、それぞれ割り振りが必要になってくるものですから、そこは随時ですね、その状況に応じて、相談があった部分でもですね、状況に応じて個別に施設の方にも確認をしながら進めているという状況ですんで、ご理解いただきたいなというふうに思います。

(議長)

いいですね。いいですね。

小野寺議員。

「小野寺議員」 50 : 25

だから、じゃ、きちっと答えられるですね、江差の担当段階で。

「町民福祉課長」

なんで、その都度、確認をしなければ空いてるとか空いてないとの状況も含めてですね。

「小野寺議員」

そういう、そういうふうな対応が
きちっと一定程度できる、ですね。

細かい部分が担当段階では、

「町民福祉課長」

そうです。(議長：そういうことだから) はい。

(議長)

いいですね。

はい、他に質疑希望ありませんので・・・。(事務局長：います)

あ、飯田議員。

「飯田議員」

それでは、私の方から1点。子ども未来応援事業326万、これは今までも継続でやってきた事業で、今回大幅に拡充、内容が拡充されたということでございます。少子化とか人口減少の中で、大変素晴らしい事業だと思っております。ただ残念ながら、この江差にはですね、塾がほとんど、1件かな、私の知る2件、厚沢部あたりは、公営塾ということで大々的にやっておりますけれど、これまでの実績を踏まえながら、この予算でですね、どの程度、塾、だいたい通信教育が主体になると思いますが、その辺の割合、どの程度押さえているのか。お知らせ下さい。

(議長)

はい。

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

未来応援事業に関するお答えします。令和4年度、現時点でですね、この制度を利用しているのは、小学生4名、中学生4名、合計8名となっております。それで、中学校、小中それぞれ、要保護、準要保護世帯に該当する、それぞれ30名ちょっとになりますんで利用しているのは、1割程度になってきます。それで、今回、新年度ですね、制度を拡充しながら、そういったこういう制度を利用してくれる割合を増やしていきたいということで、今回予算をご提案させていただいたという状況でございます。

以上でございます。

(議長)

いいですか。(飯田議員：どんどんPRしてください) いいですか。

はい。他に質疑希望ありませんか。

誰。(事務局長：室井議員です) 室井議員。

「室井議員」

はい。(議長：なんもついでない) 1点だけ。課長ですね、番号125番、ね、子育て支援事業ですね、住宅新築最大200万、それとリフォームね、100万ですよ。これ非常にいい事業だと思うんですよ。それで、課長ですね、少し認識しておいてもらいたいのは、今、建設資材のですね、コストが相当値上がりしています。びっくりするほど値上がりしています。それと、なかなか調達ができない。直ぐ調達、欲しくても調達できない。そういう状況に今あるんです。それでですね、ある時期になってですね、その辺の状況をね、厳しいと判断されたならばですね、ざっくばらんに、事業費の見直しを含めて、どういう内容にしたらいいかっていうことをですね、してもらいたいと思うのが1点と、あと、住宅のねこういうもし、相談あったらですよ、こういうところもありますよと、相談に乗れるような建設課、税務課とよく相談してね、連携取ってですね、1世帯でも多くこういうのが建てれば少し希望、気持ちよくなりますよね。その辺、皆さんで全課、力合わせて頑張ってもらいたと思いますけど、課長の考え方もし、あれば、お伝えしてもらいたいと思います。

以上。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

ご質問にお答えします。コスト面とかの上昇を踏まえて、事業の見直しも含めてというご質問でございました。それにつきましては、私どももですね、コストが上昇しているのは十分承知してございます。まずはですね、新年度早々にですね、事業をスタートさせながら、状況を見極めながら町長の政策でもありますんで、そこら辺は、いろいろと制度の拡充も含めてですね、内部で協議は必要に応じて、協議していきたいと思えます。相談もですね、建設課を含めてですね、連携を図りながらやってきまして、町内でどんどんこの制度を利用してですね、補正予算に上げていけるようなものになっていければいいかなというふうに思っています。

以上でございます。

(議長)

いいですね。

はい。町長。

「町長」

今担当課長からも答弁を申し上げたところですが、これは、私、昨年の町長選挙で掲げた公約の1つですので、ちょっと、私から補足もさせていただければなというふうに思います。

これを何故やったかというとはですね、やはり子育て世代が長くこの地域で定住していただく為に、住宅をしっかりと建設する、建築するということがですね、非常にこうインセンティブになるのではないかなというふうに思っています。発想の1つには、厚沢部町で今やっている、過去にやっていたか、厚沢部で家を建てたら100万円というような事業もあったというふうに聞いています。それに、負けないような制度設計をして、そして、今の時代に合った形にしなきゃいけない。私自身も江差町に住み、今、中古住宅を買って、そこをリフォームして住んで居ます。やはりそういう需要も一定程度あるんだろうなというふうに思っています、新築だけではなくて、中古住宅にも拡充したというところですよ。

また、金額に関しても、新築では、最大200万円、中古住宅だと100万円というところですね、決して他の町に目おとりしないようなですね、制度設計になっているかなというふうに思っています。室井議員からは資材の高騰などの事情もお話をいただきました。ただ、その一方でこの制度をつくる上で途中で、増額をするなどとなった場合にはですね、最初に、これを活用して家を建てた方とあとで建てて、もっと助成が良くなったというところですね、不公平感が生じないように、走り出しの段階でしっかり固めてというところが考えています。そういう意味では、200万円と100万円というのは非常に私は、大きな覚悟をもってやっていくつもりですので、是非まずは、これでしっかりですね、走り出しをさせていただいてですね、その利用状況が全然まったく無いゼロの状況が続けばですね、それは、改善の余地というかですね、制度を変更していくということは考えていますけれども、走り出しの段階では、こういう状況、こういう制度だということで、周知しながらやっていきたいと思っておりますので、ぜひその点についてご理解いただければありがたいなと思います。

よろしくお願いします。

(議長)

はい。室井議員。

「室井議員」

私の質問に対してですね、町長は珍しくいい答弁しました。本当に珍しいです。荒れるよ、この天気。それでですね、町長ね、これはね、負けない方がいい。よその町のことね、考えなくてもいいから。江差ね、もし新築でですね、建てたいんだって、そういう子ども育てる世帯がいたらですね、やっぱり課長いい場所、ちゃんと見つけておく。今から見つけておくんです。こういうところあるよ、こういうところあるよって。そういうね、努力をね、町長がまず、いい答弁したから、課長どんどんやりなさい。自信をもって進めて下さい。

副町長、いいね。(議長：はい) あんた、ちゃんと、はいって言いなさい。はい。答弁。俺、質問してるんだから。ちゃんと、答弁しなさい。課長は、いい。

(議長)

誰だ、はい。副町長。

「副町長」

はい。はいって言うことですが、本当にきちっと、しつこいって言うか、年に1回PRしてからって言う考えは持ってごさいません。積極的にPRを制度のして、そしてたどこに建てれるんだという、今用地の問題もあると思いますので、それは、町有地に限らずですね、不動産会社のありますけども、いろんな情報をまた町民福祉課含めてですね、あと、建設課もありますけども、情報を教諭しながら、なんとか実績をきっちり残していきたいと、このように思ってます。

以上です。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんので、町民福祉課所管予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 10 : 58

再開 11 : 01

(議長)

休憩を閉じて、再開いたします。

高齢あんしん課所管予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

高齢あんしん課長。(事務局長：違います、違います。) あれ、どごだ。ちょっと待って。(事務局長：とんでます) まじがえました。1ページとばしました。すいません。元に戻ります。

会議を再開いたします。

次に、健康推進課所管予算並びに関連議案について、一括、補足説明を求めます。

健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

おはようございます。(議長：はい。健康推進課長。)

健康推進課が所管している予算について、ご説明します。

まず、一般会計について、予算資料の事務事業一覧でご説明します。

当課所管の事務事業番号につきましては、議事日程に書かれているとおりでございます。継続事業は説明を省略し、新規事業及び内容に変更があった事業等についてのみ、説明させていただきます。(議長：はい)

番号135番、看護師等育成確保対策でございます。例年、新規貸付者5名分として予

算を計上しておりましたが、貸付実績を勘案し、5年度の当初予算は、180万円に減額しております。

番号141番、保健師確保対策でございます。令和2年度から保健師2名の欠員でありまして、保健師を公募しておりますが、採用に結び付かない状況が続いております。昨年末に保健師養成校を訪問し、教員と意見交換をさせていただき、札幌近郊での就職を希望する学生が多いということがわかりました。国保連合会や町のホームページだけでは、なかなか町の魅力を知ってもらうことが難しいこともあり、保健師を目指す学生を対象にインターンシップを実施し、江差の魅力、保健師業務の魅力を伝えます。事業費は46万9千円でございます。

番号146番、妊娠出産期の健康支援でございます。町長の執行方針にもありましており、不妊相談につきまして、より相談しやすいメールでの相談体制を構築いたします。

番号152番、出産子育て応援ギフト事業でございます。本年1月開催の第1回臨時会で補正予算を、本定例会で繰越明許の補正を承認いただきました。5年度当初予算は令和5年10月から令和6年3月までの経費でございます。参考までに、直近の申請数は出産応援ギフトが37名、子育て応援ギフト21名となっております。

次に、国民健康保険費特別会計の予算について、ご説明いたします。

予算資料、1ページをご覧ください。予算の歳入歳出総額は8億618万8千円で、前年度比983万8千円の減となりました。詳細につきましては、28ページの予算構成表をご覧くださいと思いますが、減額になった主な理由は、被保険者数の減少等による保険給付費の減でございます。

5年度は国保連合会が実施しているデータヘルス計画策定支援を受け、令和6年度からの第3期国保データヘルス計画の策定と、通院者の特定健診受診率向上に向けた対策の検討を行ってまいります。国保事業におきましては、適正な事務の遂行、医療費適正課に向けた事業の推進と各種保険事業を実施し、町民の健康意識の底上げに努めてまいります。

続いて、議案第26号、江差町国民健康保健条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。定例会資料83ページ、新旧対照表をご覧ください。令和5年2月1日に国民健康保健法施行令の一部を改正する政令及び健康保健法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに基づき、江差町国民健康保健条例における規定を改正するものでございます。内容は、出産一時金の引上げでございます。国は出産費用が年々上昇する中で、平均的な標準費用を補えるような観点から、出産一時金を42万円から50万円に引上げたことに基づき、条例第6条の2における出産一時金を40万8千円から、48万8千円に改正し、この金額に産科医療保障制度分1万2千円が加算され、支給総額50万円になるものでございます。この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

最後に、後期高齢者医療特別会計についてご説明します。

予算資料1ページにお戻り下さい。予算の歳入歳出総額は1億3,615万8千円で、405万4千円の減でございます。減額になった主な理由でございますが、北海道後期高齢者広域連合への納付金の中の現年度保険料分の減額によるものでございます。

詳細につきましては、30ページをご参照下さい。

後期高齢者医療は広域連合と町が事務分担をしておりますが、今後も広域連合と連携し、適切な制度運営が出来るよう努めてまいります。

以上、健康推進課所管の説明を終わります。

(議長)

はい。以上で、補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

小野寺議員。

「小野寺議員」

2点、お聞きしたいと思います。

この3年間、本当にコロナの関係で、一般町民、65歳以上の介護保険とか、高齢あんしん課の所管の部分は別にしても、健康推進課の所管で似たような対象年齢の方も含めて、健康づくりといいますか、本当に苦労されてきたなと率直に思います。参加を呼び掛けてもなかなか集まらないとか、コロナの関係どうやったらいいのかとあって、本当に試行錯誤もあったかなと思うんですが、それで、この2、3年の改めてちょっと、いろいろ健康推進課の事業計画的なもの見て、その地域のその健康づくりで一番悩んでいたのが、1つには、健康推進の皆さんの一緒に事業、参加呼び掛ける問題だとか、食生活改善推進協議会のそのメンバーの方々がそれぞれの事業で地域の方々と一緒にそういう事業をやっていく。この2つについて、そのいろんなところで、なかなかちょっと大変だと、メンバーがなかなかきちっと補充されていないんでしょうかね。その活動支援を健康推進課としても、やっていかなきゃならないということが、度々、出ているのを目にしました。改めて、現状の活動状況、ちょっと教えてもらいたいなど。簡単でかまいませんから、この、こういう場ですのでね。一番は、課題をどういうふうに考えているか。これもちょっと簡単でいいから、ちょっと教えていただきたいんですよ。多分メンバーも健康推進員ですと、設置要綱というのがありますよね。各ブロックごとに1名以上、配置するというようになってますけれども、果たしてこれがどんなふうになっているのか。初回についても、私も知っている方々何人かいらっしゃいますが、結構ご高齢の方もいらっしゃいますよね。ですから、そういう本当に地域の方々のそういう活動について、今どんなふうに、こう、課題として望んでいるかということがまず1点、教えてもらいたいと思います。

で2点目で、似たような流れの話にもなりますが、改めてその先程言いました高齢あんしん課の方の仕事、それはそれで一定程度、介護度あるとかそういうことなんですけど、そこから悩ましいのはですね、例えば後期高齢者の部分だとかも含めて、2000年今から、3年前でしょうかね、国の方で高齢者の保健事業と介護要望の一体的実施ということで、ですから、後期高齢者の部分も含めて、健診を受診率を上げましょうとかですね、最近あまり言葉として聞こえないんですが、フレイルの予防だとか、だから年齢の切り方ってどういうことなのかなと思ってたんですけども、いずれにしても、今、年齢を通して、6

5歳以上でも75歳以上でも含めていろいろ取り組まれていると思うんです。改めて、その後期高齢者のその健診というのが、今どんなふうになっているのか。フレイルということでもいろいろ取り組んでいるんでしょうかね。どんなふうな現状で課題としてどんなふうに分しているかも、ちょっと教えていただきたいなど、2つです。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

小野寺議員から質問にお答えします。

まず、1つ目の地域の方たちの活動ということで、健康推進員と食生活改善協議会の活動の現在の現状と課題についての質問でございました。健康推進員に関しましては、会員が24名、個別のノルディックウォーキングの推進というところで、6月から10月までは、週1回の運動公園でのノルディックの実施や、イベント等も実施しておりますが、なかなかコロナ禍ということもあって、中止したりできなかつたりということもありました。食会に関しましては会員が16名でして、月1回の定例会での江差レシピの考案や、男性のための料理教室、食育講話、高校への健康増進計画に即した実習等々の依頼を受けて、進めているというところでございます。

課題でございますが、コロナ禍の中でなかなかやはり思うように人を集めての活動ができないとか、健康推進員さんも個別に健診の勧奨に歩いたりとかっていうところは、なかなかできないでいたということが現状があるということと、あと新規会員がなかなか入ってこないという現状がありまして、そのところが今の課題となっております。

次に、高齢者の保健事業と介護予防の一体化の実施というところで、議員がおっしゃったとおり、今現状では、それぞれの担当課がそれぞれの事業をやっているという現状でございます。当課におきましては、高齢者の後期高齢者健診をということになりますけれども、後期高齢者に健診は、巡回人間ドック、いわゆる集団検診でのみ実施しておりました。希望者の実施ということになります。令和4年度からは、脳ドックでも受けれますよということにいたしました。それで、令和3年度は脳ドックの受診者6名だったのが、今年度は24名に増えたということで、やはり、脳ドックの希望というのが多いなということがわかりました。

一体化に関してでございますが、当初、令和、議員おっしゃった令和2年度4月からというのが国はそこから始めて、遅くとも6年度には始めて下さいというのが、国の方向です。当初、令和3年度に疫学分析に基づく医療介護費適正化、法科学の可視化事業というのを行って、関係課においての現業の共有、令和4年度に制度開始に向けた準備をし、令和5年度には制度を開始しようというスケジュールを立てておりました。が、新型コロナワクチン接種の体制及び、保健師のマンパワー不足もあり、当初の予定どおり進めていくことができなかったという現状です。先程も申しましたが、国は令和6年度までに事業を実施を求めているので、令和5年度においては急ピッチで開始に向けての準備を進めて

いき、6年度の制度開始に併せていきたいというふうに考えております。課題に関しては、先程も言いましたが、専門職の配置をどうするのかというところが1つありまして、現状でもちょっとマンパワーが不足している状況の中で、ここにどれだけの人員、時間を費やせるのかというところが少し課題としてはあります。

以上です。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

後段の2つ目のなるほどなどと思って、私も、ちょっとなかなかあれどうなっているのかなとちょっと正直思ってたんですよ。なるほどなど。コロナ関係と事実的には、お金が付いてこないというのも大きいですね。つまり、人の配置もなかなかもしかしたら、できないかも知れない。それで、再質問でこれも確認したいんですけども、要はですね、65歳上の特定健診は、何度も何度も、私も時々、遅れてギリギリまで、特定健診受けてますかって、こう来たりとかですね、それはそれで、国の制度の中で特定健診で一生懸命やっておりますが、75歳以上に関して言うと、任意というか、でもさっき言ったとおり、いやいや75歳以上も含めて受診率向上のために頑張ってくださいよと。何て言っているのか、国の無責任にというか、でも考えてみたら、71歳だって74歳だって、(議長：小野寺議員。質問して下さい) 質問です。(議長：質問) 健康の健診というのは、必要性というのは、変わらないと思うんですよ。その点について、特に後期高齢者の健診、がんとか何とか、それはそれでいいんですけどね、65歳以上の特定健診と同じような、健診の進めるという部分について私は絶対必要だと思っているんですけども、ちょっとマンパワーだ、予算の関係でどうなのか分かりませんが、その高齢、後期高齢者の健診についてですね、改めてどんなふうに今、取り込もうとしているのか。ちょっとお聞きしたいなと思います。

(議長)

推進課長。

「健康推進課長」

後期高齢者の方の健診の進め方ということで、お話をいただきました。医療にかかっている方も非常に多い状況の中で、その医療からの情報提供というんですか、健診として改めて受けるのではなくて、その特定健診の項目を病院の中で、採血なりやっていた場合、そのデータをもろうことで、健診を受けたことにし、保健指導に繋げていくという体制がいわれる65歳や40歳から、特定健診も含めてできれば一番望ましいかなというふうに思っています。

一時期、その病院からのデータ受領みたいところで制度組んだんですけど、なかなか

こう、制度が浸透していかなかったというところもありますので、先程も予算の時に説明しましたが、その通院者の受診率向上というところと併せて高齢者の部分も進めていければなというふうに、現状では考えています。

(議長)

いいですね。

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他にありませんので、健康推進課所管予算並びに関連議案についての質疑を終わります。説明員入れ替えのため、暫時11時半まで、休憩いたします。

休憩 11:20

再開 11:29

(議長)

休憩を閉じて、再開いたします。

令和(正:高齢あんしん課)所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

おはようございます。(議長:はい。おはよう。)

高齢あんしん課所管分、一般会計の方からご説明申し上げます。

予算書資料10ページお開き下さい。事業番号は87番、91番から98番、11ページ107番から110ページまでの13事業について、その中で大きな増減があった事業について、ご説明させていただきます。

10ページ、87番、老人福祉センター管理、91番から96番までが高齢者支援系の事務事業となります。老人福祉センターの管理経費では、光熱水費高騰に伴う増額を計上しておりますが、昨年度は非常用照明の修繕費が加算でいる部分がありましたので、その関係上、前年比は約20万の減という内容となっております。

次の91番、養護老人ホーム入所措置から96番の高齢者等外出支援サービス事業につきましては、コロナ感染対策の行動制限が緩和されることから、各事業それぞれ見直しをしたところですが、福祉バスの運行など、各サービスの利用がコロナ前に回復することを見込んだ積算をしたところ。金額的には大きな増減はございません。

97番、権利擁護事業費になります。地域包括支援係担当の事務事業となっております。

内容は江差社協への成年後見センター運営事業費の委託で、前年とここは同額です。

次の98番、介護保険特別会計繰出金ですが、こちらは介護保険係担当事務事業となります。介護保険特別会計に対して、町は充当する分を一般会計から繰り出すものです。前年から、587万4千円と減となっております。減額になった要因につきましては、このあとの介護保険特別会計の説明の中でもご説明させていただきたいと思っております。

次に、11ページをご覧ください。107番から110番までは、地域包括支援係が管理運営している施設の維持管理費用となります。各施設とともに、昨年からの燃料費高騰の影響を受けて、それぞれ例年よりも増額して予算計上しているところです。109番の在宅型総合福祉施設管理まるやまの予算になりますけれども、今年度はトレーニングマシン1台の更新のため、備品購入費分も増額となっております。

また、本年度新規事業として、110番で高圧受電設備更新を予算計上しております。これは、建設から20年が経ちまして、高圧受電設備で対応年数が達した機器については、計画的な更新が推奨されているものです。まずは、本年度、地下埋設部分も含む高圧ケーブルの更新を実施するものでございます。

以上が一般会計の説明となります。

それでは、引き続き介護保険特別会計について、ご説明させていただきます。予算資料は32ページをお開き下さい。32ページから33ページまでの介護保険特別会計予算構成表でご説明いたします。

先程、一般会計の介護保険特別繰出金の説明で、若干、触れましたが、本年度の介護保険特別会計総額は33ページ左下の方に記載がありますように、保険事業勘定介護保険サービス事業の総額は11億9,801万2千円、実は前年度から5,120万8千円の減となっております。

ご存じのとおり、介護保険特別会計につきましては、前年度の介護サービス及び介護予防サービス等に要した費用を基にして、算出されるものでございます。令和3年度に策定した第8期介護保険計画では、江差町の高齢化が更に進行し、要支援介護の認定者数も、右上がり増加する傾向にあるため、それに比例して介護サービスの利用料も増える見込み、令和4年度では、令和3年度実績からその推計に従い、さらに増と見込んで予算化したところです。結果、令和4年度では、認定者の総数については、見込みとおりに計画値と変わらない人数まで増加したところではありますが、見ていきますと介護度が高い要介護5の認定者数については、計画値を下回る結果となりました。この認定者数の減によりまして、それに関係する施設系のサービス利用料も計画値より下回るということになりまして、結果、保険給付が前年度から大きく減となったことが今年度の減の要因となっております。

それでは予算構成表の科目、総務費の方をご覧くださいと思います。第9期の介護保険策定の委員会開催、それに伴い印刷費の予算の計上、それから人件費の単価変更などにより、一般管理費では一部増額となっておりますけれども、認定調査費におきまして、昨年度から要介護者の介護度を認定する期間を24か月に見直したことなどによりまして、介護度のある方への認定調査の実施件数が今年は、少なくなる見込みになっておりま

して、総務費の方の総額では、150万円ほどの減額となっております。

次に、先程ご説明させていただきました、総事業費の主たる原因となった保険給付となります。すべての給付において、令和4年度実績に基づき積算した結果、約4,902万円と大きく減額となっているところです。

次に、32ページの下段の方になります。地域支援事業をご覧ください。文字が本当に小さくて、大変申し訳ございません。被保険者が要介護状態、要支援状態になることを予防することを目的として実施しているのが介護予防事業となります。その開催をはじめ、総合相談支援業務、医療介護連携や生活支援体制整備、認知症対策といった地域包括が行う事務事業の予算とこちらはなります。こちらも、370万円ほどの減額となっております。減額とはなっておりますが、一般介護予防事業では、ここは特に重要な取り組みとして、位置付けておりまして、昨年度から、町内高齢者施設や医療機関に勤務をされておりますリハビリ専門職の皆さんとの間で構築をしてきました、連携協力体制を具体的な介護予防の事業に発展させていくために、本年度地域リハビリテーション活動運営委員会というものを設置しまして、町内における介護予防の機能充実を図っていくこととしています。

また、包括的継続的ケアマネジメント支援事業のところでは、昨年度からですね、介護人材不足を解消する取り組みとして、本格的にケアマネ試験の対策に着手をしているところです。令和4年度は合格率が全国で10%程度という難関の国家試験でしたが、江差町で開催した試験対策14名の方が参加、試験に挑戦されまして、結果4名、合格率で言いますと、28.5%という全国平均を上回る成果を得ることができましたので、本年度も町内の介護人材育成のためにこういった事業にも取り組んでいくことにしております。

以下、基金積立金以降の科目につきましては、変更ございませんでしたので、以上、高齢あんしん課所管の一般会計及び介護保険特別会計の説明を終わります。

(議長)

以上で補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望、ありませんか。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

議長、止めないでくださいね、発言ね。(笑)の声(議長：小野寺議員。ちゃんと指名したでしょ、小野寺)(笑)の声)わかりましたか、議長。

ちょっと事前に2点通告してたんで、お知らせしてたんですが、ちょっと、1点課長、今の説明、ちょっと聞きまして、少しお聞きしたいなと思いましたが、22年結果的には、

要介護、一番高い部分、想定より下回ったと。結果的には、その方々、そういう施設関係入る方がどうしても多いので、そうすると、江差町としても、その施設給付費が全体的に少なくなりますから、江差町としてももちろん、出る部分が少なくなるという話がありました。私そこまで、数字きちっと見てなくて、今聞いてなるほどなというか、ちょっと思ったんですが、全体的に人口減という部分もあるのか、ちょっとよくわかんないんですけどもね、そこら辺、課長段階でその分析している部分と、それから、一定の人口推移だとかがその流れというのは、来年以降、どんなふうに見ているのか。つまり、あとで質問しますけれども、第9期、来年度以降の今年度、計画する第9期にもすごく重要な要素にの1つになるんじゃないかなという気したんですよね。ですよね。どう考えても、この介護保険事業、65歳以上の方にとっては、健康な方でも保険料として大変な負担、それから、かかっている方は大変助かると。介護保険事業を使っている方は、大変助かるという側面と、もちろん利用料の面も、ですから本当にどう考えても、町長、以前、話もありましたが、制度設計そのものは、もう破綻していると。これは国の問題ですけれども、それを今江差町で本当に次期どうなるのか、という大事な問題になるので、1点目ちょっと課長段階でいいんですけれども、先程の施設給付費が下がったという部分の分析と言いますか、これからの見込みについても、ちょっと、課長の担当部分でお考えをお聞きしたいなと思います。申し分けない。

それから、2つ、ちょっと、お聞きします。それで先程も言いましたが、とは言いながらも、国が一生懸命次期の計画のどうする、こうするというのをほぼ固まっていますね。きっとね。ネットを見れば。ですからそれを受けて、江差町としても本格的に次期の計画づくりに入ります。いつも思うんですけれども、ぎりぎりになって、これは国も介護報酬の新しい金額がぎりぎりになってくるから、どうしても金額が確定できないとかですね、やむを得ない部分があるんですが、ただ、その総論的な部分についてもかなり出ますのでね、どう在るべきかという計画について、本当に江差町として踏ん張りところだと思うんですよ。一般質問で質問しましたが、障がい者の計画もそうですよ。地元にあった計画、ちょっと中身はそこまでね、国の指針もまだちゃんと私見ていないので、中身はともかく、策定する策定委員会、やっぱりここを大事にして欲しいなと思うんですよ。こんなこと言ったら怒られるかも知れませんが、私もいろいろそういう似たような部分、経験すると、事務局から資料が膨大な資料で、そこで、だーと説明されて、いきなり説明されて、よく分からないままに、そういう策定委員会だ、審議会だなんだかんだ、流れてしまって、役所側はそれでお墨付きを得たと。私ね、それ少しでも変えてって欲しいんですよ。特にここで言う介護保険の計画、大事な計画ですので、ちょっとお聞きしますけれども、その策定委員、これから任命するんですか。その現場で介護を担っている人、それから、介護を受けている人、それもそういう施設だとか、そういうところの代表、それはそれでいいんですけれども、個人の立場できちっと意見を言える、もしかして今までいたんでしょかね、そういう委員の方。いずれにしてもね、議事録ってあるんですかね、この間の。一生懸命探したけど、議事録ってないのでわかりませんが、そういう場をね、設定して欲しいんです。それと、先程言いましたけどね、会員の時にはもちろん事前に配るのかも知れ

ませんけどもね、膨大な資料をね、だーと説明されたってなかなかわからない部分もある。ですから、勉強会と言うか、介護保険制度というのはこういうもんで、新しく国からこんなふうになってきて、江差町としてこうしなければならんという、事前レクチャーと言うか、そういうことも含めて、その策定委員会でやっていただきたいんです。本当に実のある物をつくっていただきたい。というのが1つ。

2つ目。この関連になるんですが、先程も説明ありましたがけれども、介護保険の本体の部分、これはどうしても国の制度設計、それで動くというのもやむを得ない部分もある。一番は、いい悪いは別として私自身ですよ、総合事業、その評価は置いといても、現実として、総合事業として、市町村として何とかやれるかなと、その総合事業について、ちょっとお聞きしたいんですが、課長ご存知のとおり、国に方は本当は、今度の中でやろうと思ったけどしなかった。その要介護1と2、国の責任から外して、総合事業に移そうかと思ってたんですけども、色んな抵抗があってできなかった。それを2027年と言ってるんでしょね、制度改正に結論を出すということになって国としては、しゃにむに要介護1、2を外して、国から外して、町の総合事業にもっていきこうとしているんですが、いずれにしてもですね、そういう議論がこれから出てきますよ、どんどんどんどん。そこにしっかりと、その江差町として、総合事業の今、こうですよ。こんな問題がありますよと。こうしなければならんということを、江差町としてもしっかり現場ももちろんそれは、町長副町長もそうだと思うんですが、しっかりとそこを押さえた中で、国に求められてその意見を出すとか、地元の方々にも了解してもらいながら、何か展開もしなきゃなんないって、すごい大事な総合事業、そのことについて、それこそ、議長が言う簡潔で本当に要約的で構いませんけれども、どんなふうに江差町の総合事業強化して、課題をどんなふうに考えているか、1、2点でも構いませんが、教えていただきたいなと思います。

以上です。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

はい。1点目、まず、令和4年度の分析というところかと思います。それと、見通しということだと思うんですが、総人口にしましても、高齢化率にしても、それは計画値どおりです。

それから先程、ご説明したとおり、認定者数の総数、1、2、3、4、5ありますよね。その総数的には、今回立てた計画値と一桁くらいしか変わらないんです。合計値は。けれども、先程言ったように介護度別に見ていった時に、要介護5というところ、それから、要介護1のところマイナス減っているという傾向が出ました。ここまでは、計画策定の際には、そこまで見込めなかったですね。各要介護度ずつ、増加傾向を見ていったんですけども、結果として、そこまで延びたところ、伸びなかったという介護度では出てしまったというのが状況だと思います。その要因については、このあと、もう少し協議をして

いく必要あると思うんですが、関連あるこのあと先程説明求められる総合事業の方の関係でも説明できるかと思うんですが、先にとぼして、総合事業のお話をさしていただきたいと思うんですけども、総合事業の方の実態というのは、介護予防のマネジメント計画を包括の方で総合事業の方をつくります。その件数が、総合事業対象者が去年よりも60件減なんです。それで、逆に一般、要支援者の方は60件増というふうになっています。この傾向が出ている要因というのは、総合事業では受けられない訪問看護であるとか、福祉用具のレンタルとかっていう、そういうふうな制度を使いたい、サービスを利用している人たちが増えてきたという現れになる訳なんですけども、これはどういうことを意味するかと言いますと、住み慣れた自分のお家で、要は在宅生活を希望する人が、コロナの流れがあってここにきて明らかに自宅で過ごしたいという人がこの3年、4年のここで、転換したという大きな変換があったと思います。ですからコロナのこの3年間の中で、もしかしたら、推移が変わったのかなという気がします。ほんとに自宅で住みたいという方たちが増えてきたので、受けるサービス内容が見込みと変わったというのが、この状況だと我々の担当の方では、分析をしていたところです。

順番逆というか入れ変わりになってしまいうんですけども、じゃ何が課題だというお話になると思うんですが、そうなってくると、在宅での医療、要は在宅生活を続ける上での、在宅医療ということの充実が課題だというふうに、担当の方で強く思っております。

包括の方では、直接医療に携わっている訳ではなく役割としましては、医療介護の連携というところに担当している部署ということになりますので、これまでも医療介護連絡会の開催など地域と一体化になれるような取り組んでおりますので、その課題解決の部分で、我々ができるのは、切れ目なくサービスが提供されるようにということに取り組んでいきたいというふうに思っています。

すいません、順番変わりましたが、計画策定の部分、ここ、簡単に説明させていただきたいんですが、設置要綱で学識経験者、在宅介護の経験者、介護保険サービス事業者の代表または従事者、医療系サービス従事者の代表、江差町社会協議会の代表、地域福祉および保健医療に関連する団体の代表者を委嘱するというのが規定されております。はっきり言うと。任期をもって策定任期をもって満了という規定となっているんですが、実は、第8期に計画策定時に我々の方で取り組んだ、実は、策定後の事業の進捗状況の検証をする人たち、いないと困るべやっていう、実は話をしまして、地域包括センターの運営協議会委員の規定として照らし合わせた時に合致するんですね、この委員さんたちが。だもんですから、実は、第8期の計画策定時の時から地域包括の運営協議会の委員と同じ構成として、計画策定後も毎年やっている運協の中で、実は、進捗状況も見てきました。先程お話ありましたように、その実際に介護を受けている方という部分で言うと、包括の協議会の方でセンターの運営協議会の方でいくと、被保険者の代表、要は、実際に保険サービスを受ける側に人達を入れることになっているもんですから、今年4月に、実は、明日、今年に事業実績報告と計画を審議する運営協議会があるんですが、その中でもそういうふうな方たちにも入ってもらって、やっていくことになります。

あと、そういう細かい地域の人たちの声というのは、高齢あんしん課という形になりま

した。なってからなんですが、それまで包括なら包括、介護保険なら介護保険だけで、地域の方の相談記録、別々に存在しておったんですが、高齢あんしん課ができたことで、うちは、課の中全部で相談記録を共有してます。そういう中で、地域からの要望であったりということも吸い上げながら計画に反映をしていこうという、そういうふうなスタンスで進めていきたいと思っております。

あと会議の進め方ですが、小野寺議員にも参加していただいたことがある、まちカフェであったりとかというように、双方がお話し合いをできる環境づくりとか、会議の進め方についてということに関しては、とても気を使いながらやらしていただいている課なので、検討委員会の進め方も一方的な資料を提示して、はんこをもらうようになっていうか、そういうふうなやり方は、一切やるつもりはございませんので、今後ともご理解いただきながら、ご協力いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

長くなりました。すいません。

(議長)

はい。小野寺議員いいですか。(小野寺議員：よろしいです)

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、高齢あんしん課所管予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 11:53

再開 13:00

(議長)

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

農業委員会、産業振興課所管の予算の並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

産業振興。

課長。

「産業振興課長」(補足説明)

お疲れ様でございます。

私の方から産業振興課所管、それと農業委員会所管の令和5年度の予算の主な内容について、ご説明を申し上げます。

説明については、予算資料でご説明を申し上げますのでよろしく申し上げます。

まずはじめに、農業委員所管事業でございます。資料につきましては、12ページをお開き下さい。12ページにある事業番号166番の農業委員会活動でございますが、こちらについては大きな変更はございません。

次に、農務所管事業でございます。事業No.168番の豊かな産地づくり総合支援金でございますが、農家個々への支援として、ハウス、新設及び修繕、種苗代の補助などを引き続き行ってまいります。予算額については、昨年同様となっております。

次に、13ページ事業No.171番の農業競争力強化農地整備事業、及び172番の水産施設等（正：水利施設等）保全高度化事業につきましては、水堀地区の基盤整備と排水路改修の地元負担金となっております。引き続き円滑化実施に取り組んでまいります。

次に、事業No.173番の農業次世代人材投資事業でございます。現在2名の新規就農者がおりまして、経営開始後5年間、全額国からの補助金を交付し、支援を行っていくものでございます。

次に、175番スマート農業推進事業につきましては、5人分の農業用ドローン操作の2分の1の補助金を助成し、労働力削減に向けた支援につなげてまいります。

次に、179番鶉ダム管理運営につきましては、前年対比で123万1千円増の494万6千円の予算計上となっております。3年に1回の堆砂量測定及び警報車両の更新に伴って、増額となっております。

次に、林務所管事業についてご説明申し上げます。資料は12ページに戻っていただいて、事業No.160番でございます。有害鳥獣駆除対策事業ですが、現在、5基のヒグマ用の箱罠を所有しておりますが、新たに3基整備するものでございます。

また、エゾシカ目撃情報も増えつつあることから、50万円を予算化し、農業者などに対して、2分の1の補助金を創設して、電気柵の購入費補助金をして支援してまいりたいと考えております。

次に、資料13ページ事業No.186番の町民の森管理事業187万の施設補助でございます。令和5年度に檜山管内の植樹祭が7年振りに江差町で開催が予定されております。このため、町民の森施設補修として、看板、柵などの補修を行う、それと、除草機機器の購入、それと管理等のトイレなどを使用できるように給水設備の高圧洗浄を行ってまいります。

次に、193番の木育推進事業の栗栽培の試験事業でございますが、令和4年に京都にある栗の老舗店より、北海道で栗の栽培の検討している旨の打診があったところでございます。江差町で栗の収穫までの年数、労働力、収穫量などの調査を行い、新たな産地化が図られるかについて、試験栽培をしてまいります。

次に、水産所管の事業についてご説明申し上げます。事業No.197番のブルーカーボン先進地視察でございますが、2050年のカーボンニュートラルの実現と、江差前浜の藻場造成に繋がる取り組みの先進地視察を行ってまいります。資料については、次、14ページ、事業No.209番サケ稚魚海中飼育放流試験事業でございますが、海中飼育用の生簀の整備を行うために漁協に補助を支出して、試験事業を継続してまいります。

事業No.210番の檜山管内養殖水産物PR事業でございますが、檜山管内水産振興対策協議会、この中に振興局、漁協、旧熊石町を含む檜山管内に海の面する自治体で構成する協議会なのですが、檜山管内の飲食店を募集してサクラマス、トラウトサーモン、ウニなどの海鮮丼などを提供して、4月末、5月末、6月末、月末に各1週間くらいの期間の中で、お魚ウィークと称して檜山の食のPRを行ってまいります。

続いて、資料15ページになります。事業No.261番の江差港マリーナ施設管理でございまして、予算額は595万9千円となっております。予算の主な内容として、江差港マリーナボートリフターボックス修繕工事ですが、マリーナにある船の上げ下げを行うリフターのチェーンボックスの修繕を行います。

また、江差港マリーナ給水等修繕工事ですが、プレジャーボートが置かれている場所に船体を洗うための水道設備が数か所あるのですが、設置後30年以上が経過し、漏水も生じているために修繕を行うものでございます。

次に、事業No.263番江差港北埠頭荷捌き場砂防フェンス撤去でございます。合同庁舎裏手にある姥神祭り人形の絵が描かれたフェンスですが、ここ数年、暴風雨があるたびに撤去やロープでの固定をしてきましたが、損傷が激しいため撤去を行うものでございます。令和5年度は追分会館側のフェンスを撤去し、フェリー乗り場側については、令和5年度以降に撤去していきたいという考えをもっております。

事業No.264番の港湾施設管理でございます。江差港新北埠頭外灯修繕工事ですが、新北埠頭に設置してある外灯6基、すべてが塩害により点灯していないため、修繕を行うものでございます。

事業No.267番江差港水産物荷捌上屋撤去及び外灯整備事業であります。漁協前にある船間岸壁の上屋が老朽化しておりまして、上屋の半分の撤去と外灯を整備するものでございます。

次に、商工所管事業でございます。資料は、12ページにお戻り下さい。事業No.162番の人材開発センター設備改修及び163番の宿泊棟設備改修でございますが、浄化槽の修繕、消火器改修などを行ってまいります。資料については、今度14ページをお開き下さい。

事業No.219番のがんばる商店街と応援補助、事業No.221番の持続可能な商店街づくりなどを通じて、引き続き商店街の活性化について支援してまいります。

225番マイナポイント申込み支援事業でございますが、5月末まで申込み期間が延長されたことに伴いまして、4月、5月の2か月分の予算計上になっております。

それと、事業No.226番の一番蔵の外壁改修でございますが、老朽化により、外壁からの水の染み出しがありまして、外壁改修を行います。

次に指定管理について、ご説明申し上げます。議案書につきましては、125ページから129ページにあります。議案第30号から32号までの3議案について、ご説明を申し上げます。議案第30号の江差町漁船等上架施設には、株式会社檜山造船公社を、議案第31号の江差港マリーナには、一般財団法人開陽丸青少年センターを、議案第32号の江差町歴史的まちなみ交流館一番蔵には、江差町歴町商店街協同組合に、令和5年度から

4年間の期間で指定管理を指定したい旨の提案となっております。

提案させていただいた3施設につきましては、前回の指定管理者と変更はございませんが、江差港マリーナにつきましては、令和4年度まではプレジャーボートの使用料、いわゆる利用料金制のみで指定管理をお願いしておりましたが、令和5年度から利用料金に加え、令和4年度まで予算化していた浄化槽や消防設備保守などの経費、これは町でもってたものを55万ほどを上積みした形で、指定管理料の見直しを行ったところでございます。

最後に、特別会計です。江差町公設地方卸売市場事業特別会計ですが、江差青果卸売市場株式会社から、業務を引き継いだ檜山卸協同組合に対して、令和2年度から4年度までの3か年運営補助として、毎年170万ほど支援してまいりました。令和5年度より、この補助金がなくなるため、前年度より減額となった予算となっております。

以上でございます。

(議長)

以上で、補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので・・・。はい。誰、誰。

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

課長、事前にちょっと3点、項目お知らせしておりました。それちょっと課長、申し訳ないんですが、1点、今説明聞いた部分でですね、ちょっとあの1点、追加。

最後の指定管理、指定管理の件で、課長聞いていたでしょうか。総務課の総務課全体で指定管理のその総体論として、ちょっと取り上げました。個別の団体の指定管理じゃなく総体としてですね。1つは賃金の関係。事実上、使われている方の賃金がどんなふうになりますかとか、それから、あと、特に最近で言うと燃料高騰などもしくは、今も出ましたけれども、利用料が関係してくるとすれば、その利用料が少なくなると結果的に指定管理側の方のいろいろ影響があるのかとか、とか、総論としては、総務課でちょっとお聞きしたんですが、ちょっと個別の部分で結果的に今、その利用料の件も見直すという説明ありましたけれども、実態として指定管理者が受ける。それからそれは、あくまでも全体の管理料ですけれども、事実的にはそこで働いている方にいくら賃金としていくかという部分での問題、利用料が少なくなったから結果的にはちょっと大変だねとか、何とかかんとか、そういう部分が、指定管理を契約としてする側の江差町として、それはどこまでしっかりとして管理を受ける団体の方々とやり取りして、賃金の関係、不利にならないだとか、今の利用料の分で、利用料が少なくなったとしても、こんなふうに、不利にならないように、

とかとかそこら辺、ちょっと、ごめんなさい。手持ちの資料でわかる範囲で構わないんですけれども、ちょっと教えて下さい。これが1点です。

あとちょっと3点あの、確認の部分もあります。この間、一般質問私じゃなくてもですね、一般質問等々で出されてきた部分、ちょっと、現状、確認したいというのがあります。まず1点。

ハンターの関係です。これもこの間、何回か他の議員、取り上げてまいりましたし、新聞テレビでも本当に増えている。増えているし、なかなか特にエゾシカ当たり、実態がよくつかめていない。でも、道南相当いるでしょうとか、ですから、そういう点ではなかなか、追いつかない部分があると思うんですけれども、ただハンターの関係については、今回、前から、前回出た、狩猟の免許の取得だとか、更新料について、両銃の所持については、補助しますよという分がありました。この効果って直ぐ現れるかどうかわかりませんが、まず、今実態としてどうなのか。そこがすごく反映してきているのかというのを確認したいなと思いました。が1点です。

2点目。水産業になるんですが、いろいろ苦労して一定程度、効果が見えてきている部分もあれば、なかなかこう見えてないなど。そんなに短期間で効果が表れる訳じゃないのかも知れませんが、ただ、基本的に税金を税金といいますか、江差町の財政を投入するからには、やはり、議員の立場で効果、課題と言いますか、どうなんだということ聞きたいので、2つ取り上げます。

蝦夷バフンウニとナマコ、これは、何年でしょうか、2年3年、続けてきておりますが、期間的にどれぐらいの期間で、そこがどんなふうに見えるかというのは私もなかなか素人でよくわかりませんが、その種苗放流事業、現状と言いますか、どういう効果が出てきているのか。課題がどんなふうに今、江差町として確認できているのか。ちょっと、そこを教えてくださいなと思います。

はい。3点目。町民の森の国の試験栽培とか施設の補修、写真も資料として載ってましたけれども、かなり、古い、私も去年1回、ちょっと見てきたんですけれども、本当に古くなって、そこを予算化されております。

ところで、あの私、あそこ、行くたびに思うんですが、もったいないなと、直ぐ身近にあってそんなに離れているところでない町場の人にとったらですね、あの町民の森っての本当に何とか使われないのかなといういろいろ見てたら、町民の森の利活用、いろいろ検討だとかというの、他の資料ではよく出てくるんですけれども、そのことについて、どんなふうに今、課で考えていらっしゃるか。整備は整備、わかりましたけれども、せっかくの町民の森という名前ついてるんですから、今、植樹とかいろいろ年何回かやられておりますけれども、もっと町民がそれによって行ってみようかなという、イベントとって難しいのかも知れませんが、そういう部分、何か検討されていないのか、ちょっとお聞きしたいなと思いました。

以上、4点、お願いいたします。

「産業振興課長」

今、小野寺議員からの4点のご質問がありました。まずはじめに、指定管理の関係でございます。指定管理の関係につきましては、先程、議案提案させていただいて、R5年度から新たに4年間という制度設計にしております。燃料費高騰だとかの関係につきましては、R4年度については、うちの3つの所管の施設に対してどうなんだろうかということで、何とかやり繰りできるっていうことだったものですから、12月定例会の補正予算だとかには上げてなくて、その時に追分会館だとか、関係で補正予算は組まれていたのかなというふうに思っております。

賃金については、適切に払われているのかということでございますけども、こちらについてもですね、追分会館、文化会館だとかにつきましては、人件費相当がまるまる入った中での指定管理料というふうになってまして、僕たちが所管している壺番蔵、造船公社、開陽丸につきましては、ある程度、何て言うんでしょう、造船公社については、売り上げがあったりということなものですから、その中で人件費が890万、2千何百万の全体の予算のうち、890万の予算の中で、やってるものですから、ということ。それと、開陽丸につきましても、5か月分だけの指定管理料の中で人件費が出てるということで、こちらの従業員につきましては、何ちゅんでしょ、月額での支給になっておりますんで、最低賃金を下回ってるだとかっていうことはないのかなというふうに思っております。っていうのが指定管理の関係でございます。

続いて、ハンターの関係です。ハンターの関係につきましては、年1回から2回程度、町広報によって募集と補助金の紹介をしてきました。令和4年度の江差町の有害鳥獣実施隊員というのが5名おります。5名のうち、ハンターが4名、それと、罾の設置する方が1名ということで、5名になっております。補助金につきましては令和2年度に創設しまして、これまで銃の免許取得につきましては1名、銃の免許更新で2名、罾の免許取得2名、罾の免許の更新で1名、銃所持の更新で3名ということで、合計にすると述べて9名なんですけども、こちらについては、重複しているということもあるんですが、っていう形で補助をしてきました。小人数で少人数なんですけども、何とか回しているというのが、現状なんですけども、全体を通じて、隊員、ハンターが少ないというのは、事が現状になっております。その少ない中で、上ノ国の方が江差町に勤務しているっていうような方って、上ノ国の方についても、ハンター登録してもらっているという現実がございます。それと、今後、ハンターの関係で、ちょっと、ハンターの関係で、人数が少ないものですから、ちょっと増やしていきたい考え方もございまして、毎年6月に振興局さんの方で、ハンターの資格講習、みたいなことをやってもらってます。その6月だと農業従事者の方々が繁忙期で行けないということがあって、2月ぐらいにも再度このハンターの講習会をやっていただけないかということをお願いをしたところ、2月、ちょっと感触が良くて、2月ぐらいにハンターの養成講習会を実施したいというふうな、思いもあるようなんで、その中でちょっとハンターの養成、ハンターの確保について動いていきたいということがハンターの関係でございます。

次、蝦夷バフンウニとナマコの種苗の効果ということでございます。蝦夷バフンウニの

種苗の関係につきましては、令和3年度から実施してきました。令和3年度、令和4年度も20万粒の放流を町内5か所でやってきました。5か所は泊、大澗、愛宕、津花、五勝手の港に5か所、令和3年、令和4年やってきております。蝦夷バフンウニにつきましては、種苗放流してから4年間程度にならないと、水揚げにならないということなんで、こちらについては、まだ成果が見えてこないということになっております。

次、ナマコでございます。ナマコにつきましては、ちょっと生態がまだ解明できていないという部分があるんですが、解明できていないということがあります。この1月にナマコのキロ当たりの単価が8,600円程度ということで、過去1番の単価になったということは聞いております。水揚げの関係で言うと、年々、減少はしてってというのは、事実でございます、この放流事業がもしなければ、どうだったのかなとか、少なくなっただかもしれないしと、ちょっと見えない部分がありますんで、こちらにつきましては、まだ、成果がなかなか見えていないというのが実状なんですけども、ただ継続は必要なんだろうなというふうには、思ってますんで、ご理解をして、ご理解を願えればなというふうに思っております。

次、町民の森の関係です。町民の森で有効活用を施設がもったいないということです。町民の森の間、町民の森の植樹祭であったり、シニアカレッジ、それと漁協女性部の植樹だったり、小中学校の授業におきまして、元気の森づくりということで、キノコの櫓木づくりだったり、ヒバの植林などを実施してきたところでございます。春には宴会とかじゃない花を見る、花見客であったり、山菜取り、秋には、栗拾い、キノコ採りも、見られまして、年間を通じて、散策者も見られるところでございます。ただ、課題としましては、あそこが地下水を汲み上げているっていう施設になっているんです。上水道が引かれていないもんですから、なかなかトイレの関係だとかっていうのがあって、要は、地下水を汲み上げているということは、あそこ、地下水が鉄分が多くて、目詰まりをする、それで、高圧洗浄で、2年に1回だとかっていうところで、洗浄しているということで、令和5年度についても、予算措置をさせてもらって、お願いをしました。令和5年度については、檜山管内の植樹祭が7年振りに江差町で開催するということになって、こちらについても、やらせていただきたいというふうに思っております。ちょっと、最後の町民の森の関係で、参加しやすいイベント、有効活用しなさいよということになっているんですが、この水の関係があったり課題があったりということで、ちょっと、思うようなところができていないというのが実状でございます。

以上になります。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

ありがとうございます。1、2点。

まず、ハンターと言いますか、結果的には、熊、鹿の問題に繋がるんですけども、ハンターの皆さんに本当に頑張ってもらなきゃなんないという側面もありますが、ただし、やはり、町として日常的な部分で、いつもいつもハンターを配備しているということなんてできませんのでね、そうすると、この何か月間、結構マスコミ、新聞等でも、いろいろなことが特に熊の関係ですと、出てますよね。特に、温暖化と言いますか、今年、冬、雪解けが早かったというのか、冬眠から早く覚めて、もしくはいろんな工事関係のことで、目が覚めて、もう出てると。この数年間は、とにかく、都会、町の中に出ていると。江差でも、去年、本当に近くまできていると、何件もありましたが、改めて先程ハンターだとか、籠の問題もありましたけれども、そっちの対策と日常的に、その特に私はやっぱり熊の問題については、情報を去年何度も、担当の方でチラシ配るとかですね、ありましたが、私は、もっときめ細かく知らせる体制を、私ね、とって欲しいんです。まだまだですね、あれ、知らせてないねとか、ここら辺までは知らされているけれども、地続きですからね、可能な部分はもう少し、こうそれが音としてスピーカーで出すのか、紙かちよつといういろいろあるかも知れません。それから、最近では、ネットで、ネットというか、スマホで知らせるだとかですね、いろいろあります。とにかく、そこら辺をぜひ、担当の方で、いつ出てくるかわからんということで、そこで慌てるのではなくて、事前にしっかりと対策をとっておくということ、まず、1つ、お願いしたい。その点について、まず、1点目です。

それから、先程、一番最初のマリーナの関係、指定管理の関係、国の方では、いろんなガイドライン的なものはありますけれども、必ずこうなさいというぎりぎりのところまでは、私、なかなか見つけられなかったんですが、先程、その賃金が気になるんです。さっき、最低賃金はクリアしているでしょう。これって法律的には、その事業者が指定管理を受けた団体がきちっと本人に対して、支払っているのがどうなっているのかを資料として、提出させるまでの、確か、そこまではない、ないんでしょうか。ちよつと、ごめんなさい。私、調べきれていないので。ただ、全国的には、その自治体によっては、資料として取り寄せていると。どういうふうにも賃金なども含めて、その指定管理のお金が使われているかということで、結果的には、賃金としても確認できるということ。最低賃金ぎりぎりということもね、それって、いいんですかと。昨日の総務の部分では、例えば、一定程度と言うと会計年度任用職員、これだってどうなんだって言いたいことありますけれども、やはり、そこは江差町として本来であれば、直営でやるべきところを指定管理として、民間にお願いしますという部分が、結果的にはこの指定管理者制度って、何。給料安いとこにどんどんどんどん、安上がり行政を進めているのって、いうことにも繋がれない、繋がり兼ねない大きな問題なんですよね。なので、そこをちよつと、どんなふうになっているのか、もし、分かる範囲で教えてもらいたいなと思います。

あと最後。ごめんなさい。町民の森、あのなかなか難しいことは、わかりましたし、その水の関係もなるほどなと思ったんですが、逆に言うと、そこをもうちよつと、日常的に水もしっかりと使えるということに頑張るって、子供さんでも、高齢者でも、気軽に行ける

というような条件整備はですね、しっかりと年次計画も定めながら、やっていくということが私は、必要ではないのかなと、年に何回かぼつぼつということで、結果的には、町民の森が広く町民皆さんに気軽に使えるという施設にはなかなか、成りきれていなというのは、私は、実態じゃないのかなという気がするんです。そこら辺、年次計画の中でしっかり、やっていくということも含めて、どうなんでしょうか。その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。産業振興課長。

「産業振興課長」

はい。小野寺議員から、再質問ということで3点ございました。

まず、ハンターの関係につきましては、今まで、目撃情報があれば、江差町の公式ラインの中にヒグマップというのがありまして、その中で周知をして、周知をしてきています。それと、看板を建てながら、いついつヒグマの目撃情報があったよということで、周知をしてきていること。それと、個別には、個別周辺の近隣の住宅にてチラシを配布しています。それと、学校周辺、学校周辺ですと、学校には間違いなく、こういう熊の目撃情報があったんで、帰りだとかに気をつけて下さい。というような情報のアナウンスは今、してきました。

続いて、町民の森の関係につきましては、小野寺さんから年次計画をとということだったので、年次計画をしっかりとした中でですね、いろんな野鳥見学だとか、散策だとかもいろいろあるんですけども、その中で年次計画を持った中で、施設改修だとかをしていければいいなということをおもっていますんで、検討をしていきたいというふうに思っております。

指定管理、指定管理につきましては、うん。指定管理につきましては、副町長からでいいんですかね。はい。指定管理につきましては、はい。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

小野寺議員、指定管理の関係、端的に言いますと、きちっと、事業者が賃金を支払っているかと点、で、その賃金が安いのか高いのかっていうこういう視点でよろしいんでしょうかね。

今、産業振興課所管しているところについては、まさしく、例えばマリーナの関係については、これは、開陽丸の方でマリーナの管理の部分は誰々っていうことで、月いくらもらっているのかというのは、実は、開陽丸の関係で我々は把握できます。ただ、ここで、1つ、あのご理解いただきたいのは、それぞれのその年齢であったり、やる仕事の業務量であったり、じゃマリーナの管理に月平均どの程度とられるのか。あるいは、開陽丸のい

ろんなところでの賃金の形態はあるということも含めて、ご理解下さい。

それから、産業振興課ではないんですけども、いわば、わかりやすく言うと、追分会館、文化会館、指定管理、まさしく、町としても直営であった前から指定管理していくことでのいわば効率的な、それから費用面含めてできるだけ安くっていう言葉ではないんですけども、人のやはり技術屋さんの回る業務でございますんで、言いたいのは、そちらの事業者の指定管理の請け負っている事業者の下にいる雇っている職員の給与明細までチェックするかというと、そこは、ちょっと、クエスチョン、考えもんです。伝えたいのは、そこも、また年齢であったり、例えば文化会館の講演あると、ミキサーを操作する方、の技術料がどうなっているのか。それから、追分会館の実演をやる時に、太鼓であったり、尺八であったり、いろんなローテを組んでます。それから、さらには、尾山の道の駅の管理の一部もやっていたり、いろんな人のローテをやっている中で、その職員の年齢であったり、技術料であったり、いろんなところを含めて事業者が賃金を決めていると。こういうことでございますので、明細の方までチェックしてですね、ただ一旦、最低賃金を事業者としては、守らなきゃならない義務になってございますんで、それが高いのか、安いのか、どういう計算式になるかということまではですね、ちょっと、追及はしんどいなと、このように思っておりますので、そこはご理解を下さい。

(議長)

いいですね。

はい。他に質疑希望ありませんか。

出崎議員。

「出崎議員」

予算資料の179番の鶉ダムの管理運営について、ちょっと伺いたいです。ちょっと、私の不勉強で申し訳ないんですが、江差町はどういうふうに関わっているのか。今、農業用水もここから使っているというのは、聞いてはいるんですけども、例えば、厚沢部町の用水路排水の話なんか出てますが、江差町としては、このものに関わっていく立場にあるんでしょうか、どうなのか、その辺教えていただければと思います。

(議長)

いいですか。産業振興課長

「産業振興課長」

はい。議会の定例会資料をの中で、12ページをお開きいただきたいんですが、この中に、鶉ダム管理運営っていうのがあります。この中で、厚沢部町と協定を締結してですね、鶉ダムの維持管理に係る負担金を100とした場合に、江差町が32%、それと厚沢部町が68%をもった中で、負担金を出して、鶉ダムの維持管理の運営をしているということで、ございますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

(議長)

いいですか。

はい。出崎議員。

「出崎議員」

あの例えば、その小水路発電とかね、そういうものを持ち上がった時に、江差町としては、全然、そういうものに関与する立場には、あるのかないのか。あたりは、ちょっとわかんないでしょうかね。

(議長)

振興課長。

「産業振興課長」

出崎議員の2問目なんですけども、ちょっと、鶉ダムですね、今、ちょっと、資料持ってきてないもんですから、今、即答でちょっと答弁はできないかなというふうに思ってます、このあと終わった段階でもし必要であれば、資料だとか出していければなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長)

はい。いいですか。

室井議員。

質問あるんですか。ありませんか。

「室井議員」

はい。

(議長)

はい。ありません。

「室井議員」

議長。

(議長)

ちゃんと、皆さんに、お知らせします。

「室井議員」

ちゃんと、議長、協力しますので。

(議長)

室井議員、ちょっと待って下さい。(室井議員：はい)

あのですね、皆さん、前のやづはね、ボダン押せば、ここに、皆さんのこの座席のどこ、ぱぱぱって明るくついたんですよ。今それと変わりました、ボダン押してもですね、ながながこっちで、判断できない。手を挙げて下さい。はいって。おっきな声で。(室井議員：はい) 私も目も悪いし、耳も悪いんで、協力をよろしくお願いします。

それでは、室井議員。

「室井議員」

はい。

すいません。1点だけ。ちょっと、商工費の中でですね、1点だけお伺いしたいと思います。今、今年ですね、今、コミュニティプラザ、いろんな今まで、ね、いろんな議論も、いろんな請願なんかも受けてきましたけども、私はですね、これは、江差町の商店街、中央商店街のみならずですね、この飲食店にとってはいい機会だなと、いいチャンスの場合でないかなと、私は思っています。なぜかというところでね、あそこを核にしてね、それは、これから、いろんな工夫、他の商店街、飲食店も、恩恵を受けるようなね、ことに、やっぱり役場として、行政として、考えてもらいたい。例えば具体的に言うところでね、あそこ1か月に例えば1回、利用すると。言った方にはですね、例えば割引券、それを持っていけば、江差町の歩ける範囲でもね、買える範囲でもいい。中心、商店街のお店屋さんに入ると。例え1回300円でも割引してもらおうとかね、皆喜ぶと思いますよ。そうすると、あそこに行きながら、次は、その券をもらってあの店に行こう。この店に行こう。こういうものを食べたいねっていう、そういうね、範囲を拡げていける、人が動く、そういう方向転換をしっかりとですね、行政ももってですね、対応してもらいたい。例えば例にあげます。課長、いいですか。例えば、1か月1回100人来ました。300円の割引券くれたとして3万円でしょ。10か月やって30万ですか。この頑張る商店街応援事業、今予算いくつ見てますか、今。200万ですか。そういうやり繰りしてね、やっぱり、皆が少しでも恩恵を受けるんだっていうこと、1つの事業だけに固定しないで、波及効果を拡げていくつというようなことをですね、ぜひ、考えてもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

(議長)

はい。産業振興課長。

「産業振興課長」

室井議員の方から、新地、あその賑わいをということでございます。令和4年度11月に出された江光ビル跡地基本計画を見ているんですが、この中で基本方針というのは、

大きな3つありまして、その中で、賑わい創出っていうのがあります。その中で、江光ビルを中心に、新地界わいの賑わいとか、あとは、法華寺通りに繋げたり、あそこら辺の商店街一体となった取り組みが必要なんだろうというふうに思っております。

昨年は、軽トラ市を2、3回開催したり、頑張る商店街の補助金では、中央商店街の方に、商工会を通じた中で補助金を出して、冬期間については、イルミネーションやったりだとか、あと春先には、江差幼稚園の園児が花を植えたりだとかっていうことで、今、繋いでおります。

今言われた、室井議員からの割引等々、割引券だとかの関係につきましては、人と人流の流れがあって、どういかに繋げていくかっていうのが課題何だろうというふうに思っています。

頑張る商店街の応援補助、それと持続可能な商店街づくりの補助というのがありますんで、その中で、どう今言われたようなことも含めてですね、ちょっと令和5年度でちょっと検討をさせていただきたいというふうに思っておりますんで、よろしく願います。

(議長)

いいですね。

「室井議員」

議長。

(議長)

はい室井議員。

「室井議員」

すぐ終わります。

副町長。これ、今、いろんな思いとかね、入れ違いの関係で、少し、ぐしゃぐしゃしましたよね。このコミュニティプラザに関して。私はもうね、これはしっかりね、精算してしまって、新たなにですね、元気あるそういう商店、商店に皆頑張ってる人方ですね、やっぱり恩恵を拡げていく。そういう方法をしっかり持ってもらいたいと、町長思うんですよ。そこがね基本でないですか。そうすると皆ね、にこにこして、食べに歩けますよ。私はどう思うから、そこは、きちっとですね、責任ある立場で、答弁もらいたいと思います。

以上。

(議長)

町長。

「町長」

ただ今室井議員から上町地区、特に江光ビル跡地等の連動の中で、振興をしっかりと考えるべきだという前向きなご意見をいただいたかなというふうに思っております。

私も、想いは同じくしているところでございまして、しっかり我々は、事業者さんが継続できるように、上町の振興をしっかりと考えていかなきゃいけないなと思っています。そういう中で、旧江光ビル跡地を中心として、どう賑わいをつくるかというところで、しっかり知恵を絞っていかないといけないと思っています。

今、ご提案の、例えば、割引券を配るというのも1つかなというふうに思いますし、上町地区には、今まで、追分ポイントカードを使っていた事業者さんが、多くがエゾカカードに転換をしていただきました。このエゾカカードを使うことによって、年間、約70万円ほどの寄付をいただいています。その寄付はまた町民にポイントとしてお返しするというので、今、運用していますので、例えば、江光ビル跡地の新しい施設にそれは、いろんなコミュニティ活動で必要なネットワークとか、賑わいをつくるところで、参加していただいている方ですか、その方にポイントを付与してですね、また、それを使って、上町の飲食店であったり、あるいは、衣料店であったり、あるいは、クリーニング店であったり、というで使っていただくということで、賑わいを広げていける、そして、経済活動に繋げていけるのではないかなというふうに期待をしていますし、まさに、そういう仕掛けづくりをしっかりとやっていかなきゃいけない。江光ビル跡地の建設は、まちづくり推進課が所管ですけれども、今、ご質問いただいている産業振興課大きく影響のあるというか、そこにどう経済行為として、広げていくかということは、非常に大事な視点だと思いますので、今いただいた視点をしっかりですね、踏まえながら、今後の建設、江光ビルの建設、そしてオープンに向けて、しっかり仕掛けをつくっていくということに知恵を絞っていきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい。(室井議員：わがった) いいですね。

はい。他に疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんので、農業委員会、産業振興課所管予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

説明委員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 13:45

再開 13:47

(議長)

会議を再開いたします。

追分観光課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

追分観光課長。

「追分観光課長」(補足説明)

それでは、追分観光課所管の予算について、ご説明をさせていただきます。予算書につきましては94ページから、99ページの観光費、追分会館管理費、追分振興費、山車会館管理費、予算資料につきましては14ページ、No.227から15ページのNo.244が追分観光課所管の事業となります。説明につきましては、予算資料に基づきましてご説明させていただきます。

まずはじめに、No.227、古くて新しいまち江差観光振興地域事業でございますが、ぷらっと江差を含めた北海道江差観光みらい機構への運営補助金及び観光ポータルサイトの運用委託等に係る経費でありまして、マリumping事業との収益により、前年対比で228万6千円減額の3,176万3千円を計上させていただいております。なお、一般質問答弁でも触れさせていただきましたが、新年度みらい機構におきまして、2棟目のマリumping設置に向け、日本財団へ助成金を申請しております。

次に、No.228、日本遺産活性化推進事業につきましては、前年と大きな変更はございません。

No.229、日本で最も美しい村連合加盟対策につきましても、予算的には、大きな変更はありませんが、道内の9町村で構成しております、日本で最も美しい村連合北海道連携会議の総会を5月に当町で開催をいたします。

次に、No.230、江差観光コンベンション協会補助ですが、会員の減少による自己財源の減や、主催事業でありますかもめ島まつりの協賛金が厳しくなっている一方、かもめ島まつりや鍋まつりは町民が楽しみにされているイベントでもありますことから、町としても観光コンベンション協会の事業運営に向けた支援といたしまして、前年対比で298万1千円増額計上させていただいております。

次に、No.231、姥神大神宮祭典観光客等受入れにつきましても、前年度中止となり、予算は全て減額補正させていただきましたが、今年度は開催に向け、予算計上させていただいております。計上額につきましては、前年度当初予算と大きな変更はございません。

次に、No.232、旧町営レストラン管理でございますが、行政報告させていただきましたように、2月17日の審査委員会において、利活用事業者が決定いたしましたので、当初予算で371万5千計上のうち、237万1千円が光熱水費となりますが、光熱水費等は事業者負担となりますことから、今後の議会におきまして、減額補正をさせていただきたいと思っております。それ以外の計上額につきましては、施設に係る保守点検や修繕費等を要するもので、前年度と大きな変更はございません。なお、事業募集時の議会全員協議会でもご説明をさせていただきましたが、施設の貸付料につきましては、3年間無償での募集とさせていただいておりますので、このあと、議案第28号におきまして、財産の減額貸付につきまして、議決をお願いしておりますので、よろしくお願いたします。

次に、No.233、道の駅の管理につきましては、事業内容と大きな変更はございません。

次に、No.234、繁次郎番屋管理でございますが、こちらも計上の事業は、前年度と大きな変更はございませんが、定例会資料の21ページ、資料20をお開き願います。塩害や風害により繁次郎番屋3棟の外壁及び破風板の剥離や劣化による塗装工事として、126万5千円を計上させていただいております。

次に、No.235、観光誘客宣伝対策、No.236、観光振興事務につきましては、大きな変更はございません。

次に、No.237、旧町営レストラン外壁改修工事です。定例会資料20ページ資料19をお開き願います。外壁が経年劣化等により剥離している状況のため、施設の維持保全に伴う改修工事として、113万3千円を計上させていただいております。

次に、No.237、かもめ島まつり開催補助ですが、今年、かもめ島まつり開催70年を迎えることから、記念事業といたしまして花火大会など開催するため、150万円を計上させていただいております。

次に、No.239、追分会館管理につきましては、前年度と大きな変更はございません。

次に、No.240、追分会館設備改修ですが定例会資料22ページ、資料21をお開き願います。経年劣化による外壁の補修と腐食による機械室扉の交換を行うもので、259万4千円計上をさせていただいております。

次に、No.241、江差追分会補助につきましては、会員の減少等による自己財源の減や、全国大会をはじめとします、各種事業の物価上昇による各種経費の増などにより、前年対比で132万5千円増額計上しております。

次に、No.242、江差町民芸団体連絡協議会補助、No.243、追分振興事務、No.244、山会館管理費については、大きな変更はございません。

以上予算、説明とさせていただきます。

続きまして、定例会議案書その2、9ページをお開き願います。議案第28号、財産の減額貸付についてでございます。行政報告並びに先程の予算の際にも、説明をさせていただきましたが、旧江差町営レストランの利活用につきまして、公募型プロポーザルにより審査した結果、貸付事業者が決定したことから、貸付に当たり地方自治法第96条第1項第6号に規定により、財産を減額して貸し付けることについて、議会の議決を求めるものでございます。貸付ける財産相手方、目的条件などは、議案に記載のとおりでございます。減額貸付の適用期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とし、減額貸付の金額は無償とするものであります。

以上、追分観光課所管の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

小野寺議員。

「小野寺議員」

課長、2点、ちょっとお聞きしたいと思います。いよいよ、本格的な観光シーズンになってくるのかなと、江差町としても、ぜひ、三大祭りに限らず、日常的に観光客が江差に入ってくる、本当にコロナがもう終わったと言ったらまだ、言い過ぎかも知れませんが、本当に日常的生活、そして、観光客の受け入れということを大いに期待できる新年度になるのかなとそういう点では、追分観光課としての仕事が本当に大事な面が出てくると思います。

2点、さっき言いました2点のまず1点目が、その三大祭りの1つ、姥神大神宮渡御祭、このことについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

町長の執行方針の中にあります。主催者の考え方を基本としつつ、地域文化の保存、継承と町に活気があふれるイベントとなるよう可能な支援、こんなふうにあります。担当課としてちょっとお聞きしたいんですが、この町長の執行方針に基づいて、進める部分では既に、もう、一定程度、関係者、団体などの話合い、もしくは、一定のこの流れのイメージと言いますか、つかんだ上でのそれが総まとめとしての町長の執行方針として表れたのかなと思いますので、まず、その点ちょっと確認したいなと思います。

それから、2点目なんですが、個々にいろんなイベント、いろんなお祭りなどなどどうするのかっていうのも、取り上げれば本当にたくさんあるのかも知れませんが、それはちょっとおいて、相対的に私はやっぱり町民はともかく観光客、外から来る観光客にとって、どうやって江差、今年はこだけやれるよと、頑張るよということについて発信し、その発信したものが見てくれるか、ということに大きな私要素があるなと思っていて、まちづくり課の方で江差町のホームページの話もちょっとしました。ですから、それと関連するかも知れませんが、ここの追分観光に限って、今日ぎりぎり、ぎりぎりの時点で朝来る時にインターネット開いて、これは江差町のホームページの中の観光の関係なはずですね、これね。北海道江差町の観光情報ポータルサイトというのを江差町のホームページの中にきちっと位置付けてやってるし、わざわざ江差町から入らなくても、例えば江差観光だとか、一定の部分出ればですね、もうここに入りますね。だから、その点では、もう、一般的に検索も上位の方に入っている、もしくは、そういう仕掛けやってるんでしょうか。これ見ましたら、本当に良くできたホームページだなと思ってます。何点か中見ましたけれども、結構新しいのがありますが、ちょっと、情動的にあれ、古いのかなというのがありますけれども、質問としてお聞きします。そもそもこれは、どこがつくっているのか。更新しているのか。その点についてちょっと確認したいんです。まず、その上でちょっと再質問ということも考えたいなと、以上、2点です。

(議長)

追分観光課長。

「追分観光課長」

ばす、小野寺議員から2点、姥神大神宮渡御祭の関係と観光ポータルサイトの関係でご質問いただきました。

まず、姥神大神宮渡御祭のイメージというかですね、話し合いとかってという部分の経過だと思いますが、議員ご案内のように、コロナ禍により、まず、3年間渡御祭が中止となったといった部分で今年につきましては、今後、祭典協賛実行委員会において、開催に向けた協議がされていくこととなりますが、コロナにつきましては、5月8日に類型が変更予定でございますので、今年は、4年振りに開催できるのではないかというふうには、まず、思っております。

一方、類型が変更されても、まだ、コロナが完全に終息とした訳ではございませんので、その中で、昨年、実行委員会の中でですね、開催するとした場合に例えば、仮設トイレの増設などの意見などもいただいております。今年度、まだ会議は開いてはおりませんが、今後の会議におきましては、あくまでも、やはり、開催に向けて様々な意見が実行委員会の方からも、多分、出てくるんだろうなというふうに思っております。そういった中で、町としても4年振りの開催に向けまして、可能な支援をしながらですね、まずは、姥神大神宮渡御祭の保存継承と、あと町の活性化に向け対応していきたいというふうに考えております。

次に、ポータルサイトの関係でございますが、こちらは、平成30年度にDMOの推進に向けて、まず作成しました。町の方で作成しました。その後、更新業務につきましては、北海道江差観光みらい機構の方に委託をさせていただいております。ポータルサイトの立ち上げ後、みらい機構におきましては、更新作業の主担当という形をおきまして、タイムリーな情報発信を努めてまいりましたが、主担当が昨年4月で退職となりまして、その後、既存職員で連携しながら更新作業を進めていたんですが、議員ご指摘のとおり、更新作業が滞っている部分、見受けられるのも事実でございます。

いずれにいたしましても、小野寺議員から入りやすいとか、見やすいという部分もですね、お言葉もいただきました。まさしく、観光振興進めていく上では、ホームページによるタイムリーな情報発信、また、見やすいといった部分が当然求められてきますので、まずは、そのタイムリーな更新や内容を充実させるよう町もですね、委託はしていますが、連携しながら取り進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

ありがとうございます。2つ、ちょっと再質問。

まず、姥大神宮の渡御祭、昨年本当に私、経過、いろいろわかる部分については、いろいろちょっと、情報も教えてもらって、本当に残念でした。経過というか、流れというか、本当に残念でしたね。これ江差町として、どこまでというのがあるんでしょうけれども、とにかく早い段階で先程いろいろ話ありました。きっとまだまだあるんでしょうかね。早い段階で、とにかく進めていくと、いろいろあったとしても、日程にどん詰まりにならないようにですね、早い段階から手を打っていくと、ということがきつとこのコロナ禍、3年廻って、また、やりますよっていうことについては、きっと、いろいろあるのかなと思いますので、ぜひ、早い段階でやって欲しいと。答弁なくても、よろしいです。が1つ。

それから、2つ目。ホームページ、ごめんなさい。ポータルサイト、今、ちょっとごめんなさい。既存の職員が結果的にやっているという話、しましたか。残っている職員。まだ、DMOの方にやってもらっているんですか。誰、現時点で、1人職員がなんか、いなくなったので、うんぬんかんぬんという話ありましたね。今だから、どこが担っているのかということ、その追いついていないということも含めて、事実上、江差町の顔ですよ、これね。顔ですよ、このホームページ。ですから、本当にそこにきちっと、どこになるにせよ、きちっとした配置、選任的な配置をしてこのホームページはしっかり、江差町の発信ですと。もう新しい発信ですと、この前は私お客さん来まして、町の中で、よし、どこどこに行って食べようと思ったら、行ったら、休んでたんですよ。私、事前に調べてたら、別に休みじゃなかったんですよ。だけど、休んでたんですよ。だから、そのネットで調べたのがなんか古かったのか、それとも急に休んだかわかりませんが、いずれにしても、100%難しいかも知れませんが、本当にタイムリーなネットに情報を載せるという体制は、やはり、仕事の合間にあるなんてね、とてもできないと思うんですよ。なので、そこについて、もしコメントあれば、いただければと思います。

以上です。

(議長)

はい。追分観光課長。

「追分観光課長」

まず、祭りの方は、極力早い段階で会議が開ける様に実行員会とも調整していきたいなというふうに思っております。

それと先程、ご答弁させていただいた部分で、主担当として退職した分を既存職員というのは、みらい機構に職員がその分をですね、連携しながら更新作業を今もしていると、いうことでございます。ただ、今、小野寺議員からご質問、再質問ありましたようにやはり今の時代は、紙というよりはそういうネットを見ながらですね、観光客の方もですね、情報を検索しながら訪れるということは、間違いありませんので、ちょっと、今、そういう部分では、ご迷惑をお掛けした部分があるかも知れませんが、しっかりとそこは、タイムリーな情報発信を務めていくようにですね、我々町としてもみらい機構とかサポートしながらですね、進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと

いうふうに思います。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんので、追分観光課所管予算並びに関連議案についての、質疑を終わります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 14 : 04

再開 14 : 06

(議長)

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

建設水道課所管予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

誰だ。建設水道課長。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは、よろしくお願いいいたします。

建設課水道課所管の案件につきましては、議案第7号の一般会計予算の他、議案第11号の公共下水道事業特別会計予算、議案第15の水道事業会計予算までとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

予算説明にあたりまして、いずれの会計につきましても、新規事業あるいは主要な事業に絞りまして、ご説明申し上げます。

それでは、一般会計の歳出からご説明申し上げます。まずは、252番、町道新栄町稲荷通り道路改良工事でございます。定例会資料は23ページとなります。新規路線の道路改良工事でございます。老人ホームひのき荘がありました通りでございますが、路面や排水施設の劣化損傷が著しいことから、令和5年、令和6年度の2か年計画で進めるものがございます。令和5年度につきましては、設計と一部工事として、延長85メートルの道路改良工事を予定しているところでございます。

また、併せまして、水道老朽化の切り替え工事も実施するものでございまして、道路改良工事と同様に2か年で実施するものでございます。

次に、253番、橋梁長寿命化補修対策でございます。令和5年度につきましては、引き続き第3椴川橋の架け替え工事と橋梁寿命化補修対策委託業務を予定しているところでございまして、第3椴川橋につきましては、江差町側の道路工のほか、橋梁の上部工としまして桁の製作あるいは架設工などの工事を予定しているところでございます。工事費につきましては、2億400百万を計上しているところでございます。

次に、260番、普通河川五勝手川転落防護柵布設替え工事でございます。定例会資料は24ページとなります。五勝手川の転落防護柵につきましては、平成28年度に一部布設替え工事を実施しておりますが、令和5年度、資料の写真でお示ししたとおりですね、

残りの部分につきましては、劣化損傷が著しいこと川、左右岸併せまして、延長168メートルの布設替え工事を実施するものでございます。

次に、予算書資料16ページ、274番、いにしえ街道分電盤柵更新事業でございます。いにしえ街道分電盤につきましては、電線地中管のため、歩道上に24基の分電盤が設置しており、景観上の観点から、その周囲を囲むように、木柵が設置されているところでございますが、設置から20年が経過しその周囲を囲むように柵がですね、数か所、扉が開かないような状況となってることから、3か年計画で更新工事を実施するものでございます。

一般会計最後、285番、江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行事業補助でございます。本事業につきましては、プレミアム率などの制度の一部を見直しを行った上で、事業継続とすることとしたところでございます。プレミアム率以外の具体的な制度の見直し等につきましては、今後商工会等含めまして、実施することとしてございますので、協議が整い次第、町民の皆さんに、周知してまいりたいと考えてございます。

以上が、一般会計でございます。

続きまして、議案第11号の公共下水道事業特別会計の予算について、こちらは予算書の方で説明申し上げます。予算書につきましては240ページからとなります。

まずは、第1項総務費の一般管理費委託料の中の下水道管路情報システム構築委託でございます。現在、管路情報につきましては、紙ベースのアナログデータにより管理しているところでございますが、今後の社会資本整備総合交付金事業を実施する上で、管路情報をデジタル化することが交付事業の要件となりますことから、令和5年度で実施するものでございます。事業費予算につきましては、800万で社会資本整備総合交付金の対象となるものでございます。

次に、242ページから243ページ、第2項施設管理費の下水道管理センター費委託料の中の建築付帯設備更新委託でございます。資料につきましては、定例会資料の26ページ、資料No.25となります。こちらにつきましては、ストックマネジメント計画に基づきます、施設の長寿命化に係る工事でございます。令和5年度は、管理センターの建物本体の外壁に塗装、屋根の防水、あるいは、建物に付随する屋外照明灯などの更新を行うものでございます。これまでの機器類の更新工事と同様にですね、下水道事業団との委託協定により実施するものでございまして、事業費については8,600万を計上しているところでございます。

次に、同じく下水道管理センター費委託料の中のストックマネジメント計画策定委託でございます。第1期目のストックマネジメント計画が令和5年度で終了することから、次の5年間の計画を策定するものでございます。事業費予算額につきましては、800万で、こちらも社会資本整備総合交付金の対象となるものでございます。

次に、3項事業費の公共下水道施設費、工事請負費の中の江差5号枝線污水管渠新設工事でございます。定例会資料は27ページ、資料No.26でございます。公共下水道の未普及路線の整備といたしまして、令和5年度に新たに南が丘地区の管渠整備を行うものでございまして、延長が218メートルの管渠整備を単年度で実施するものでございます。事

業費予算額につきましては、3,200万を計上しているものでございます。

以上、公共下水道の特別事業会計の歳出でございます。

最後になりますが、議案第15号に水道事業会計予算でございます。こちらにつきましても、別冊の江差町水道事業会計予算になります。

まずは、予算書9ページの資本的支出、配水設備拡張費の中の主な事業でございますが、老朽管の更新工事といたしまして、一昨年度から継続で行っております朝日地区の五厘沢系配水管の更新工事を引き続き行うものでございまして、令和5年度の工事費につきましては2,420万を計上しているものでございます。

同じく、老朽管更新工事といたしまして、先程一般会計の中で説明しました新栄町の他、令和5年度から新たに柳崎地区老朽管工事を実施するものでございます。定例会資料は28ページ、資料No.27でございます。資料でお示ししましたとおり、3工区につきまして、令和5年度から順次、3か年計画で実施するものでございまして、総事業費は2,250万、令和5年度の工事費につきましては、770万円を計上しているところでございます。

また現在、実施しております第3椴川橋建て替え工事におきまして、水道の導水管が支障となりますことから、補償工事といたしまして、導水管の移設工事を予定しているところでございます。事業費予算額につきましては、設計委託と工事費併せまして、1,600万を計上しているところでございます。

水道事業会計につきましては、以上でございます。

これで、建設水道課所管に係ります予算説明は以上となりますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、補足説明が終わりました。質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

小林議員。

「小林議員」

私から、いにしえ街道分電盤柵更新事業についてお伺いします。資料24番、この新設時に写真にデザインのまま更新されるのでしょうか。どうせですから、新設するのであれば、今の街並みに合った、新しいデザインに更新するとか、そういったお考えはございますか。

(議長)

はい。建設水道課長。

「建設水道課長」

小林議員からのご質問にご答弁申し上げます。いにしえ街道の分電盤ですけれども、すべてをですね、取り換えるものではなくて、腐食している悪い部分だけですね、取り換える

ことが安価に繋がるということで、業者の方ともちょっと打ち合わせをさしてもらいながら、見積もりを聴取しているところでございまして、すべて替えるというよりは、部分的な補修で、今考えておりますので、ご理解願えればというふうに思います。

(議長)

いいですね。他に質疑希望ありませんか。
小野寺議員。

「小野寺議員」

3点か、3点、公共下水とそれに関連すると言いますか、についてちょっとお聞きしたいなと思います。ちょっと事前には、項目出してたんですが、先程説明で、ストックマネジメントのこともちょっと聞きたかったなと思ったんですが、先程の説明では、わかりました。

それで、まず、1つ目ですが、事業計画の中に予算の中に公共下水道整備実施設計等委託とありました。だから、これからの部分なのかなと思うんですが、どこなのか、どこを予定しているのか、ちょっと教えていただきたい、のが1つです。それで2つ目ですが、公共下水に関して言うと、私いろいろこの間、一般質問等でどうなんだということで、聞いてきました。それで、まず、振り返ってこの3年ぐらいですか、南浜、陣屋、円山、南が丘も一部ありましたが、管渠を引いて下水道が供用開始になりました。まず、その実績、ちょっと教えていただきたい。接続率とっていいんでしょうか。総体でもいいのかな。課長の答弁次第でいいんですが教えていただきたいと思います。

まず、現状をちょっと教えてもらって、もう1つ、私この間、認可、公共下水の認可受けている所、それ以外の所ということで、じゃその認可以外の排水と言いますか、汚水対策と言いますか、基本的にどうするんですかということ、この間に何回か、聞いてみます。ただ、なかなか定まった方針が出てきておりません。改めてちょっと現時点でどんな検討なのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

小野寺議員から、まず3点にわたるご質問でございます。

まず1点目、公共下水道の実施設計の場所でございますけども、次期新規路線としましてですね、町道陣屋榎川線、場所につきましてはですね、旧江差駅前から檜山神社の下までに係る管渠の整備に係る実施設計でございまして、道々まではですね、管渠整備終わってますので、それ以降の町道に係る部分の管渠の整備の実施設計を予定しているところがございます。

それから、供用開始と言いますか、接続率でございますけども、接続率につきましては、令和3年度末の数字が出てございまして、全体の中で61.1%が接続率となっております。それから、ここ数年間ですね、実績でございますけども、具体的に数字が出てますんで、数字といたしまして、令和元年度にですね11件、令和2年度で10件、それから令和3年度におきましては17件、令和4年度では13件、今年度ですけども、13件ございまして、この4年間で51件の接続がございました。その中に、内数になりますけども、アパートだとか、集合住宅については、10件ほどこの中にございますので、世帯数とすればですね、それ相応の世帯になるのかなというふうに考えてございます。

それから、認可区域以外、いわゆる計画区域である豊川、新栄、愛宕の部分の内容でございますけども、現段階で具体的にですね、議論してる訳ではございませんが、そんなに先延ばしできる内容ではないというふうに、我々も考えてございますし、議員ご存じのとおりですね、計画区域に当たっては、いわゆる用途指定で指定されている地域がですね、必然的に下水道の計画区域となりますので、下水道の計画区域の見直しについてはですね、用途地域の見直しが併せて議論しなければならない事項になってくるんだろうなというふうに考えてございますので、これらも含めてですね、今後、議論をしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

いいですか。小野寺議員。

「小野寺議員」

だいたい、イメージわかりました。今、町場の計画が定まっていて、一度、止まりましたが、休止しましたが、また、事業を再開として、町場、それから陣屋の方、いきますと。問題は、一番最後にお答えいただきました、今の事業を進めていくのと、じゃ認可外の所、どうするのという部分が、先程の話ですと、もう一定の判断が迫られているということになると思うんですね。昨日の一般質問、室井議員との一般質問でしたか、予算質疑だったかな、この間出ているいわば、都市計見直しという、そこにも繋がってくる問題ということですよ。ですから、きちっと整合性をとるとということと、今の事業の進捗でどうするんだという判断が迫られるかと思うんですけど、いわばスケジュール的なものですね、もう一定程度、事務方としてもはっきりしておかなかつたら、何かが1つ動くということにならないと思うんです。その点について、先程の説明ももうちょっと、きちっとお答え願えればなと思います。

(議長)

はい。建設水道課長。

「建設水道課長」

はい。小野寺議員からの再質問でございます。見直しに当たりましては、先般行われました全員協議会の室井議員のご質問に対してもですね、ご答弁申し上げますけれども、立地適正化計画の見直しの時期がですね、5年に一度でございます、令和6年度予定しているところでございます。先般、昨日の室井議員からのご質問にご答弁申し上げますけれども、用途地域の見直し、しばらく行ってございませぬので、我々も必要だというふうに判断してございます。それは他の計画との整合性も、やはりとる必要がございますので、北海道との協議の中ではですね、そういう計画の見直しに併せて、やるべきだというふうに打ち合わせもさせていただいておりますので、令和6年度の立地適正化計画の見直しの時期に併せてですね、議論していければなというふうに考えてございますので、ご理解願えればと思います。(室井議員：わかってるよ。よし。)

(議長)

いいですか。はい。

他に、質疑希望ありませんか。

ありませんので、建設水道課所管予算並びに関連議案についての、質疑を終わります。説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 14 : 24

再開 14 : 25

(議長)

はい。会議を再開いたします。

教育委員会所管予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

学校教育課長。

「学校教育課長」(予算説明)

それでは、私から学校教育課所管科目の令和5年度当初予算につきまして、ご提案させていただきます。

当課所管の予算科目は、10款教育費のうち、1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、5項1目のうち保健体育総務のうち、学校給食組合負担金となります。新規事業中心に主だった事業を説明してまいります。また、説明に当たりましては、定例会資料の番号が前後する場合がございますので、あらかじめ、重ねてご了承をお願いいたします。

では、予算資料16ページ、No.302、教職員住宅解体です。定例会資料は30番です。予算額は337万円、対前年皆増となりました。令和4年度から2か年で行われている町営住宅円山第3団地の解体工事に合わせ、同一敷地内にある教職員住宅1棟を解体の上、撤去する工事費でございます。

次に、303番、小学校管理です。予算額は6,598万4千円、対前年で1,087万1千円増となりました。定例会資料32も併せてご覧下さい。この事業は、学校の維持管

理経費に係る継続事業でございますが、今般の物価高騰の影響により、燃料費及び光熱水費で879万8千円の増となったほか、学校施設及び設備の整備費用として、江差小学校、江差北小学校の保健室で新たに管理シャワーを設置する工事費として、106万7千円、そして、南が丘小学校と江差小学校に小型除雪機更新に169万4千円を含んで、計上してございます。

次に、No.304、小学校遊具等改修です。定例会資料は31番。予算額は2,115万1千円、対前年皆増となりました。ご案内のとおり、子どもの日常的な居場所、遊び場づくり、あるいは地域のコミュニティづくりにも資するものとして、昨年度の南が丘小学校、江差北小学校に引き続き整備するものでございます。子ども達の希望を反映した大型遊具、大型複合遊具を設置いたします。今回の整備をもちまして、小学校すべての遊具整備が完了することになります。

次に、No.305、学びのカタチづくり推進モデル事業です。中学校費でも同じくNo.320に計上してございます。定例会資料は28番、予算額は小中学校併せて50万円となっています。これまで町立学校には、維持管理経費として、毎年教育委員会より各学校に規模などに応じて、配分予算を措置してきましたが、魅力ある学校づくりが課題の1つとなっておりました。このため、配分予算の他にも学校長の裁量によって、予算執行できる仕組みをつくり、特色ある学校経営に役立てていくモデル事業を展開するものです。

次に、314番、北海道医療大学との連携事業、定例会資料は29番です。予算額は65万円、対前年皆増でございます。中一ギャップ問題に対処するため、平成26年度に町教委と連携協定をした北海道医療大学との連携事業を具現化させていただくものでございます。具体的な取り組みとして、同学の教育心理学による専門的見地から町内における幼保小連携の基盤を強化するべく、担当教員や関係保護者等に対する講習会、あるいは、実践教諭研修を行うとともに同学の学生を実習を受け入れて、当町教育施策への反映を図るものです。

次に、No.317及び329です。学校給食費無償化事業、定例会資料は33番、予算額併せてまして1,855万4千円です。対前年は、1,241万7千円の大幅増となりました。これにつきましてもご承知のとおり、昨年8月に新給食センターが供用開始したことに合わせ、これまでも3分の1相当の補助率から100%に補助率を拡充したものでございます。新年度におきましては、物価高騰に伴い、現在の給食費を値上げした金額で積算しております。なお、資料に記載のように、この中には、学校給食食物アレルギー等対応補助金も含まれていますが、この補助金は小麦や大豆など、様々な調理材料の中に含まれる複数以上の食物アレルギー疾病があることによって、どうしても、新しい給食センターのアレルギー食対応でも出来ないという児童生徒、この方々に対して対象とするための制度でありますことを補足させていただきます。

次に、No.324番、中学校教育振興事務です。定例会資料は34も併せてご覧下さい。予算額は316万円、対前年117万3千円の増です。この事業は、中学校におけるICT教育等に係る経費を計上してありますが、新年度におきましては、1人1台端末のさらなる有効活用と個別最適な学習指導、主体的な学びを推進するためのAIドリルの導入費用、

107万円も含んでございます。AIドリルは、小中学校すべての児童生徒を対象に導入することとしておりますが、このドリルは来年度に当町が取り組む全国学力学習状況調査でも、使用するソフトとしてもなっておりますので、その製品キャンペーンによって、小学校費分は1年間無料となっており、計上していないということを申し添えさせていただきます。

少し飛びますが、No.350、江差町上ノ国町学校給食組合負担金です。対前年1億6,338万4千円の大幅減となりました。減額の主な要因ですが、令和4年度をもって、新しい給食センター移転改築が完了しましたことにより、建設費の負担分がなくなり、従来どおりの施設管理費分のみを負担となったものでございます。

最後でございます。江差町奨学金特別会計予算につきましては、予算資料37ページに記載しておりますけれども、前年度から大きな変更はなく、歳入歳出それぞれの予算額は491万5千円、対前年で10万6千円の増となったものでございます。

説明は以上です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

はい。次、社会教育課長。

「社会教育課長」(予算説明)

それでは、私の方から社会教育課所管の新年度予算について、ご説明をさせていただきます。予算書は120ページから131ページの間になります。予算資料で17ページ、18ページのNo.330から358番までのうち、No.350を除く28事業が社会教育課所管分になってございます。

それでは、予算資料から各係の新規事業など主な事業についてのみ、ご説明をさせていただきます。予算資料17ページをお開き下さい。資料No.331番の部活動地域移行対策についてです。定例会資料35をご覧ください。令和5年度から令和7年度を重点期間として、全国的に土日祝日の部活動の地域移行が進められておりまして、この円滑な移行に向けて、関係機関による協議会を設置し、具体的な協議を進めていくための協議会運営経費として、12万8千円を計上しているものでございます。

次に、資料No.337番、わくわく子ども広場運営モデル推進事業についてです。冬期間における子ども達の遊び場を提供するため、この今年1月に文化会館大ホールで実施をいたしました、このわくわく子ども広場を令和4年度にこの整備した遊具等を活用し、継続して実施をしていくものでございます。予算額は、105万9千円を計上してございます。

次に、予算資料18ページになります。No.338番、文化会館管理についてです。文化会館管理につきましては、指定管理の5年目及びその他修繕関係での排煙オペレーターやボイラー冷媒ポップの修繕等と、それから移動観覧席の定期点検の経費などを含め、さらに光熱水費燃料費の高騰に伴う維持管理に係る経費が増額となってございまして、昨年度より大幅に増額になってございます。予算額が4,633万円でございます。

続いて、No.339番、文化会館地下非常扉改修です。定例会資料36番をご覧ください。

文化会館地下に設置されております非常扉が経年劣化等により、開閉困難になっているという状況から利用者の安全確保のため、2か所の扉の改修を行うものでございます。予算額396万円となっております。

続いて、No.340番の文化会館屋上鋼製建具改修です。定例会資料37番になります。文化会館屋上機械室の搬入口が腐食し、今穴が空いてきたということで、内部の方が見えてきているというところがございますし、また、周辺コンクリートが一部剥離しているという状況から、維持管理のために改修を行うものでございます。

続いて、No.341番の文化会館外壁補修工事です。定例会資料の38番になります。文化会館外壁の飾り鉄の一部とそれから階段横の石材の一部が剥離し、落下の危険性があるということから利用者の安全を確保するための改修を行うものでございます。予算額が124万3千円でございます。

次に、No.348番の開陽丸船体現状確認調査及びNo.349番の開陽丸遺物保存活用についてです。定例会資料39をご覧ください。令和4年度におきまして、海底に保存されております開陽丸船体の保存対策等のため、10年振りに潜水調査を実施したところでございますが、ヘドロ等の堆積等もあり、全体の約3分の1を確認することができました。引き続き船体の状況や保存方法の検討を進めるために、残る箇所現状確認やデータ収集を継続して実施するもので、予算額209万円を計上しております。

また、引き上げられて遺物が文化庁の重要考古資料として、選定されたことからこれらの遺物の重要文化財の指定も視野に入れた中で、資料のデータベース化を作成するために、会計年度任用職員を配置するもので、予算額227万2千円を計上してございます。

次に、No.353番のコンサドーレ札幌連携事業です。定例会資料40をご覧ください。スポーツ振興や町民健康増進に向けまして、包括連携協定を締結いたしましたコンサドーレ札幌との連携事業としまして、町民の健康増進に向けて事業として、スポーツトレーナーによる基礎トレーニング教室や、食育講座を上ノ国町と合同で実施するものでございます。

次に、No.354番の北日本少年軟式野球選手権大会運営補助についてです。こちらは、北海道と東北6県の7都道府県によります少年野球大会が毎年各道県持ち回りで開催しておりまして、今年度、江差町を会場に開催されるということから、この大会運営に対する支援として、補助するものでございます。予算額は30万円を計上してございます。

次に、No.358番、運動公園テニスコート多目的改修でございます。定例会資料41をご覧ください。江差町運動公園で中高生が安全に安心して運動や交流ができる場として、このテニスコート4面のうち、2面をバスケットボールやフットサルができるような多目的な利用ができる広場として、改修をするとともにそれらに必要な備品等の整備を行うものでございます。予算額は1,482万4千円を計上してございます。

以上、簡単でございますが、社会教育課所管の予算について説明を終わらせていただきます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

(議長)

はい。以上で補足説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

小野寺議員。

「小野寺議員」

学校教育3点、それから社会教育2点になるかな。ちょっとお聞きしたいと思います。(議長：はい、どうぞ) まず、学校教育ですが、いじめ防止問題、対策の関係、本当にいつどこで何が起きるか、本当にわからない。わからない中で、進行しているかも知れないという意味では、今回、執行方針にもありました。いじめ防止対策推進法に基づく、いじめの防止対策及び重大事態に係る事実関係の調査等について、平時から準備しておくんだと。調査委員会も設置できる条例も設置検討しますということが、ありました。まさしく、私、そうだと思います。その場になって対応、最近も近隣の町村でありました。起きてから、いろいろ調査委員会も作ってドタバタしているのがありましたが、これ本当に大事な条例制定の検討だと思います。それで、具体的にどのように考えていらっしゃるのか。今年度の到達点といいますか、考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。これが1点です。

それで、2点目ですが、昨年ちょっと取り上げました。不登校児童生徒へのその教育委員会としての支援策ということを取り上げました。その時にいろいろ質問の中で取り上げましたけれども、不登校になった子ども達、なかなか学校行けないとなれば、別な居場所づくり、そこも柔軟な取り方、今法律も含めてできるんだよと。それをしっかり行政がやれるんだよと。検討してくれと話ししました。民間のフリースクールにしっかり支援するとかですね、行政がいわゆる名前では、教育支援センターとか適応指導教室とか、そういう名前使って教育委員会として、また何らかのフリースペースで自由に来て下さいとか、いろいろ対策とれるんだという話をしました。担当課の方で何かそのあと、検討等あるのかちょっとお聞きしたいなと思います。

学校教育最後です。奨学金の問題なんですけど、昨年わたし、決算でも奨学金以外の問題も含めて取り上げましたし、いろいろ資料の中にもですね、ちょっと奨学金の滞納の部分が出ております。ちょっとお聞きしたんですけども、それによってちょっと再質問考えておりますが、その滞納の原因といいますか、何で滞納しているのか。理由と言いますかね、それから、何人いらっしゃるのかというの、どっかに4人とかあってあったかな。何年滞納しているのか。そのAさんが何年、Bさんが何年、ちょっとお手元で資料あれば、申し訳ない。資料があれば何年になっているのか。ということもちょっと教えていただきたい。それによって、ちょっと再質問させてもらいます。これが学校教育ですね。

社会教育。文化会館の利活用と言いますか、その観点でちょっとお聞きしたい。先程、事業説明で、わくわく子ども広場の事業、少しバージョンアップした形で説明ありました。私、ちょっと行ったんですよ、これ。平日だったせいか、それから時間帯が悪かったのか、私いった時にそこで遊んでいるといいますか、来ている子ども、親子の2人だけでしたね。しばらくいたんですけども、1時間以上いたんですけども、結局、その親子2人だけでしたね。ちょっとそれ以外、私行かったのでわかんないので、ちょっと教えていただきたい。

まず、参加実績とか、新年度また少し新たな遊具もと言いましたけれども、今年度の事業実施で推進事業の実施で何か課題点があれば、新年度に繋げるということもあるかと思えますので、どんなふうに見ているか。それで、文化会館のことを考えたらですね、こういう個別の事業はこれで積極的に思うんですが、結局あそこに行くったら、なんか大ホール、小ホールで催し物があるとか、あと図書館に行くとか、それ以外なかなか行く機会ってあそこないですよ。図書館は図書館で一生懸命頑張っておりますが、例えば、1回の何というんですか、あそのピロティと言っていいのか。あその何かもっと活用方法、日常的に高齢者でも若い方でも親子連れでも、あそこに行って何か、ゆっくりできるとか、そういうような活用、そしてその図書館と連動して、子ども達我々も含めて、一定の居場所と言いますか、そういう通年してあそこを使えると、そういう文化会館の活用ですね、ぜひ、考えて欲しいなという気がするんです。この点についても、ちょっと質問という形でお聞きしたと思います。

以上です。

(議長)

はい。

学校教育課長。

「学校教育課長」

はい。小野寺議員から3つ程の観点で、ご質問いただきました。まず1つ目のいじめ防止対策基本推進法に基づく、調査委員会の設置条例についてのご質問にお答えをしたいと思います。

議員からもありましたとおり、今回の教育執行方針の方にも記載がございます。当町のいじめ対策については、いじめ防止対策推進法、少し技術的なものの言い方になりますけど、第12条、第12条に基づく江差町いじめ防止基本方針によって、町の基本的な考え方が規定されてます。その中では、法14条3項に基づくいじめ対策を実効的に行うこと、あるいは、法の28条ですね、28条に基づく重大事態への事実関係の調査、それらを行うために教育委員会の附属機関としていじめ防止対策委員会を必要に応じて設置すると、こういうふうに、まずは、なっているということです。

しかし、近年の全国的ないじめ問題、これらを振り返れば、重大事態が起きてから組織を立ち上げるということでは、非常に困難があるだと、あるということ。そして、昨年12月に管内の教育長会議がございました。その際、新聞報道等でもご存じのとおり、奥尻町での事案がありましたので、それらを、それを踏まえて、管内各町においても、あらかじめそういった調査組織を設置するよう、教育局から促された、ということがございます。

また、町教委としてもですね、条例によるこういった調査委員会が設置されれば、当町の教育体制の中にですね、恒久的な組織が標準実装されるということがございますので、機動的な対処に当たることができ、当町のいじめ対策ということでは、中にも外に

も内外にも強い姿勢を訴えていくことができるのかなというふうに捉えてございます。

こうしたことから、今回、教育執行方針の方に書いておりますけれども、新年度におきまして法第30条第2項に規定する町長の附属機関としての調査委員会、これを視野に入れながら、条例化を検討することにいたしました。

ご質問のスケジュール感というところにも触れられておりましたが、まず、年度内を目途に管内各町の状況であるとか、他の市町村の設置条例なども勘案した上、教育委員会や校長会議はもちろんですけれども、町には総合教育会議というのもございますので、そこでの協議も進めていき、状況が整った場合には、速やかに議会の皆さんとも相談させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきます。これが1つ目でございます。

2つ目、不登校対策の支援強化という観点でのご質問です。昨年6月の定例会の一般に対する答弁でした。過去5年間の不登校児童生徒の状況、町ではその際、34名程度と述べた人数ですけれども捉えました。デリケートな問題ですので、実人数何人だとかっていうことは、少し控えさせていただきますけれども、今年度、令和4年度に入っても、前年度、状況は、ほぼ変わらないというふうに押さえています。不登校になる要因というのは、様々にあります。ただ、傾向としては、中学校になると出現率がやや高くなるのではないかなということも、教育執行方針の方では触れてございます。まさに、一進一退ですね、良くなったかと思えば、少しやっぱり、出現するというものの状況としては伺っています。そういう中で、社会教育課に生涯学習推進員を兼ねるスクールアドバイザー1名を今年度は、令和4年度は配置してございます。その方には、新しい就学児童生徒の教育相談を始め、まさに困り感があるような児童生徒に寄り添った形で、学校や保護者とも相談に当たって尽力いただいています。その、いわゆる、その適応指導教室、教育指導センターについて、町教育の考えを伺われましたけれども、これにつきましては、6月の答弁では、まず近隣の市町村の事例から学んでいきたいというふうに、答弁をさせていただきましたが、早速、我々としても檜山教育局を通じながら、じゃどこが先進的何だろうという問い合わせをしました。いくつかいただきましたけれども、残念ながらですね、コロナの感染拡大等によって、今日まで行けないという状況がありますけれども、私もこの間ですね、教育現場を拝見させていただいた中では、保健室登校だとか、学校とは違う場所での教育だとか、あるいはAIドリルを使った自宅学習だとか、学びを繋ぎ止めるということがですね、不登校児童には非常に大変有意義なことだなというにも捉えてございます。そういう意味で新年度が開けましたら、コロナの対応が大きく変わろうとしていますので、可能な限り早目に先進事例から学んでいって、江差町においてどんなことが取り入れられるか検討していきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきます。

3点目でございます。奨学金についてです。大変申し訳ございません。毎度、毎回ですね、予算審議、あるいは、決算特別委員会でもご指摘されている事項でございまして、なかなか、前進していないのが正直なところです。奨学金の滞納者についての原因理由、また人数という話でございまして、ちょっと、人数につきましてはですね、全体としてのお話で、まず、この場ではですね、答弁をさせていただきたいと思えます。

今年度の奨学金会計につきましては、現年度、滞納繰越金を併せて56人に対して、1、

368万7,250円の調定をしてございます。このうちに占める滞納者の分は、39人で1,189万2,850円という調定額です。この39人の内訳については、その多くが昭和59年から平成20年までに貸付の決定をした方、人数にして29人程いますけれどもという状況です。平成20年以降今日まで、10人くらいの新たな滞納発生となっておりますけれども、この3年間は、新たな滞納者が発生していないという状況にあります。滞納の理由については、個々、様々な複合的な要因があるのかも知れませんが、おそらくは、申請時から何らかの事情が生じて、生活が急変などして、納付の資力が無くなったと、いうふうに思慮してございます。今年度ではですね、滞繰分の収納状況がどんなふうになっているかということも、少しご参考までに。現在まで、8人の方に165万2,950円の滞繰分を支払い頂いてますので、収納率にしてみれば14%と、平年に増して、高い率まで回収できているという、こういう状況もございます。ご承知のとおりですね、奨学金は私債権、私の債権に分類されるものでございまして、その回収、あるいは、不納欠損するものでございまして、その回収、あるいは、不納欠損するまでに至っては、訴訟も含めた手続きになっていくということで、我々としても、正直、非常に不慣れな分野もございまして、時間を要するものというふうに考えてます。ですので、新たな滞納額の発生を許さない対応を優先的に取りたいということですね、電話催告だとか、書面の催告、意識付けをしっかりと皆さん持っていただくよう努力をしていきたいというふうに思っています。

また、私どもだけではなくて、町の中には他の私債権もありますので、そこら辺、財政課や関係課も含めて、少し組織横断的な議論ができないかということもですね、相談をさせていただきたいと思っておりますので、答弁いたします。ご理解の方をよろしく願います。

(議長)

はい。学校教育課長。(事務局長：社会教育です。)

あ、社会教育課長。

「社会教育課長」

はい。それでは、私の方から小野寺議員から2点ほど、ございました。

1つ目は、文化会館のわくわく子ども広場の関係でございます。今回、このわくわく子ども広場につきましては、1月の11日から29日まで月曜日の休館を除く、17日間開催をさせていただきました。こちらの方も、月曜日休館ということで、あと平日、特に冬休みの期間をなんとか確保したいということで、この期間を設定させていただきましたが、実際に今回参加というか、来ていただいた方は、全体で述べ877名いらっしゃいます。特にその内、子どもが566名と大人保護者の方が311名という形になります。特に小野寺議員が2名しかいなかったという状況になりますけど、実は、やっぱり、土日に来られる方がすごく、多い日では、100名を超えるような時もありましたので、非常にこれは好評であったというふうに思いますし、いらっしゃった方々からアンケートも取らせて

いただいていた。特にやっぱり、この冬場に遊ぶ場所がないという中で、こういった場所があって非常に助かりますというような声が非常に多くいただいていたので、やはり、こういう子どもの遊び場というところは、続けていきたいというふうに考えてございます。あとその課題等につきましては、アンケートの中でも一部ありましたが、ちょっと我々も遊ぶ場所ばかり考えて、ちょっと大人の方が休憩する場所だとか、そういう場所もちょっと無かったりとかってというのがあって、そういう意見ですとか、ちょっと遊具の部分でもう少し違う物入れて欲しいだとかっていうご意見もありましたので、そういったところをそのご意見もちょっとどこまでできるか、なるべく予算の範囲になりますけども、できる限りですね、そういった形の中でより良い物にしていきたいというふうに考えてございます。

それと、もう1つ、文化会館の利用についてということでございますが、1階のロビー、それから図書館との連携という部分でございます。今回、わくわく子ども広場設置した際に、図書館の連携事業で2階ホワイエをフリースペースとして活用させていただきました。そちらについては、例えば、ボードゲームですとか、そういったものを今、図書館の方でも取り組みして、子どもの居場所として使ってますが、そのフリースペースを利用して、少し図書館だと声を出しづらいとかっていう部分もあるので、そういうフリースペースを使いながら、子ども達が少し交流したりですとか、親との交流という場所で使ってますので、そういったものは引き続き行っていきたいというふうに考えてございますし、更に今、1階ロビー等の活用ということでございますが、今、このコロナ禍の中で、席を外したりですとか、ものがありましたけど、これらが無くなっていくと、また、元に戻っていくんだろうなという中で、そのロビーまたは、そのピロティですとか、文化会館全体の中で、例えば、今の指定管理者の自主事業ですとかそういったものを含めて、文化会館の利活用、ぜひ、町民の方々が気軽に活用できる様な事業をですね、様々我々考えながらですね、取り組んでいきたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

(議長)

はい。いいですね。小野寺議員。

「小野寺議員」

ありがとうございます。1点だけ。

学校教育、奨学金の問題だけ、ちょっと絞ってお聞きします。それ以下、よろしくお願いたします。その他はですね。

それで、奨学金の問題、私、実は、決算の時にも言ったんですけども、その何ていうのかな、前進という何が前進なのか。滞納の部分をどれだけ払ってもらえるかが、前進といえるのか。逆にですね、私、実は、別な奨学金、福祉系の奨学金、もらっている方とちょっといろいろ相談があって、事態聞いて本当によくわかったんですが、今、私債権の話も出ました。結局、条例見ても、ぎりぎり返還猶予までは、ありますよね。5年間は猶予出来ると。でも、長い人だったら、5年過ぎちゃったら、結局、もう、定期的に督促があ

って、保証人などもいくでしょうかね。免除というのもありますけれども、免除は、もう極端なこと言ったら、本人もう障がいとか持って、自分は全く払う、そもそもそういう能力がないんだと、という部分と、あと、そもそも保証人がどうなっているのかということもあります。だから、ずっと、何らかの事情で払えなくても、所得が低いとか、もう仕事も全然できないと。でも、さっき言った心身の障がいが重たいからってというふうにならない限りはですね、ずっと請求されて、もう本人それでね、ばったしちやっただですよ。その請求されたことが。ごめんなさいね、これじゃないですよ。福祉系の奨学金の別な部分なんです。これ、何とかしないと、先程課長おっしゃいました。いろんな事情の中で、とても払えないような状況があったということも含めて、何らかの形で、その、もう事実上の返還免除に繋がるような措置をしてあげなかったら、大変な人達いるんじゃないんですか。そういう対象者、ずっと督促かけて、その方は、電話来るたびに、それでですね、もう神経質になっちゃって、それが病的になっちゃって（議長：小野寺さん、質問して下さい、質問）質問です。（議長：意見でないですよ）意見じゃないですよ。質問です。議長、止めて下さいね。（議長：お願いします）そういう状況を押さえるためには、何らかの町としての教育委員会としての措置が、私は必要だと思うんです。もし、そういう状況がわかっているのであれば。原因がわかっているのであれば。もうこれは、これ以上、督促する必要ないと。ぜひ、検討して欲しいんですよ、そういう方法。（議長：聞いて欲しい、要望だ）その点について、お聞きしたいと思います。

（議長）

はい。学校教育課長。

「学校教育課長」

はい。あの、最初の質問からの紐づきというふうに理解をしました。本当に様々な理由によって、最初のうちは、お支払いをいただけていたけれども、数年で償還が止まってしまふということも有りました。あるいは、その中で今、居所不明という方も中にはいるという状況でございます。ですので、議員からご指摘のとおりですね、まず、教育委員会としましては、その多くの滞納者というリスト、数になってますので、そこら辺のまず実態把握を進めていくということが、大事なのかなというふうに考えてございます。あとの、返還免除だとかってということにつきましては、町の債権管理条例に基づいて、いろいろな強制執行だとか、そうですね、何でしょう、履行延期の特約だとか、いろんな手を尽くした一番最後にようやくそれができると。それは、最後に議会の皆さんにご報告させていただくということですので、そのまず、最初の段階での実態把握の方をですね、頑張っってやっていきたいなというふうに思ってますので、ご理解をいただきます。

（議長）

はい。他に質疑希望ありませんので・・・。（事務局長：薄木議員です）

はい。薄木議員。

「薄木議員」

はい。じゃ手短に聞きます。社会教育の352番、生涯スポーツ推進、これどのような協議を推進するのか、ちょっと、内容を教えて下さい。

それと、今江差には、体育協会は無くなったの。無くなったんなら、その理由もお聞かせ願いたいと思います。

(議長)

はい。いいですか。

「薄木議員」

それで、もう1点、最後なんですけれど、今回、コンサドーレ札幌と連携事業ということが大変うれしい事業ができるんですけれど、教育長は、野球が大変好きで、今年は、コンサドーレも新球場もできる。巨人ファンの教育長には、悪いけれども、やはり、フェニックスの子ども達も、日ハムのファンが多いと思うんだよね。そうなった時にやはり、教育長の名前で江差にも後援会というものを名乗り上げるような考えは、持てないのかどうか。そこをちょっとお願いします。

(議長)

はい。学校教育課長（事務局長：社会教育です）

あ。社会教育課長。

すいません。

「社会教育課長」

はい。まず、今、生涯スポーツ推進の事業と体育協会の関係、ご質問ありました。江差町体育協会の方につきましては、今、江差町スポーツ協会という名前で、そちら変更になりまして、そちらの団体の方は存在してございます。

生涯スポーツ推進につきましては、これまで、ずっと、この中で総体的なスポーツ推進事業ということでの経費であります。1つは、このスポーツ推進員の方々の活動ですとか、あとはその他、毎年やっておりますスイミングスクールですとか、スキーレッスン、これらの講師謝礼等の経費も含んでございます。あとは、今言ったようなスポーツ少年団の活動、それらの支援等の経費として、こちらの生涯スポーツ推進の中に含まれてございます。あとは、その学校開放事業に係る消毒関係ですとか、それらスポーツに関わるあと一般的な総体的な事務経費ということで、この障がいスポーツ推進事業ということで、含まれてございますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

はい。いいですか。

はい。教育長。

「教育長」

最後の3問目の日ハムの関係です。実は、この3、4年前に日ハムの応援大使が、江差町選ばれて、その時の条件が何とか町内で日ハムファンクラブ作って欲しいということで、あの時まちづくり推進課長だった私担当でした。照井町長からは、課長中心にファンクラブつくって下さいと、いう指示を受けたんですが、先程、申し上げたとおり、私、ジャイアンツのファンなんで、ちょっとというお話をさせていただきました。ただ、今回教育長に拝命して、実は、日ハムのスタッフさんからも、いろいろとお祝いのメールとかきまして、エスコンフィールドの方に子たちが教育旅行で来るのであれば、大歓迎しましょうというお話もいただいております。私か誰かわかりませんが、日ハムのファンクラブの方はですね、一応、検討させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

（議長）

はい。いいですね。

はい。薄木議員。

「薄木議員」

体協の名称変わった団体には、補助金、出しているの。

（議長）

ん。教育長。（事務局長：違う、違います）社会教育課長。

「社会教育課長」

スポーツ協会の事務局も、私たちの方で持ってますけども、補助金という形では、助成金は出ておりません。すいません。スポーツ協会については、町内のスポーツ協会ではなくて、檜山管内ですとか、道のスポーツ協会の負担金ということで、こちらの方から出ておりますが、町内のスポーツ協会の方での負担金という形では、こちらの方ではもってございません。

（議長）

はい。いいですか。

はい。他に質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、教育委員会所管並びに予算に関連議案についての質疑を終わ

ります。

20分まで、休憩いたします。

3時20分まで休憩いたします。

休憩 15:06

休憩 15:20

(議長)

休憩を閉じて、再開いたします。

先程、産業振興課での質疑においてですね、出崎議員からの質問に対して、答弁を求められておりますので、これを許可いたします。

副町長。

「副町長」

鶉ダムの関係で、厚沢部町の方が、町長の方が表明した水力発電の関係だけ。である、今、知り得るっていうか、わかっている範囲だけでしか、お答えできないことをご理解下さい。数年前にもそういった話は、実はあったのは事実でございますが、それ以降の両町での例えば協議だとか、そういう話はまず無かったのは現実でございます。

ただし、今言えるのは、鶉ダムの負担金が、厚沢部町さんが水力発電をこれからどのダムのどの場所に付けるのか、ちょっとわかりませんが、それで、我々の江差町の負担割合が変わるとかそういうことでは基本的には無いと思いますし、それから、鶉ダムから負担している状況というのは、まさしく田んぼに引く水の状況でございますので、これらの影響も基本的には無いという認識ではいると、以上でございます。よろしく申し上げます。

(議長)

以上で、産業振興課の答弁を終わります。

(議長)

改めて、再開いたします。

令和5年江差町各会計予算並びに関連議案について、質疑をすべて終了いたしました。

ので、これから各議案について、討論採決を行います。

討論採決は、条例先議であります。

(議長)

日程第2、議会（正：議案）案第17号、江差町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありません

か。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第17号、江差町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第3、議案第18号、江差町個人情報保護審査会条例の制定について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第18号、江差町個人情報保護審査会条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第4、議案第19号、江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

か。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第19号、江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員が。全員であります。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第5、議案第20号、江差町議会議員及び江差町長の選挙における、選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第20号、江差町議会議員及び江差町長の選挙における、選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第20、あ、第6号、そうだね。日程第6号、議案第22号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第22号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、よって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第23号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第32号、あ、議案第23号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第24号、江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第24号、江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第25号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第25号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、よって、よって、第10号、第10、議案第26号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

本案については、を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直に採決いたします。

(議長)

議案第26号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第7号、令和5年度江差町一般会計予算より、討論を行い、まず、原案に賛成の方の、まず、原案に反対の発言を許します。

(議長)

反対いなんだよな。いない。うん。(事務局長：はい)

反対おりませんので、次に、原案に賛成の方の発言を許します。

「飯田議員」

議長。

(議長)

はい。飯田議員。

「飯田議員」(賛成討論)

そっちだか。演台だったか。(事務局長：演台なんですけど、ご用意していないので、自席の方でお願いします。)(議長：うん。すいません。その場でお願いします。)

それでは、私は、原案に賛成の立場で討論をいたします。

本予算につきましては、コロナ後を見据えた予算であると理解いたします。特に、財政調整基金から3億を繰入し、積極的な予算編成をしたことに対しましては、高く評価するものでございます。当町の一番の課題でございます人口減少、少子化に対応した子育て支援対策を手厚く予算編成したことも、これも高く評価するものでございます。

3年間、コロナ禍によって落ち込んだ経済対策、これを回復するために本年度の予算につきましては、当町の三大祭りに対しましても手厚く予算配分をしたことは、これがやがては、町内の景気回復に大きく資するものというふうに考えております。特に本年の大型事業であります、夏に着工しますコミュニティプラザえさしにつきましては、近隣の方が大変危惧をしておりました部分につきましては、一般質問の答弁により、地域

の関係団体を交えた運営体制を取る。そういう部分で一定程度の近隣の方々の懸念は、払拭されたものと理解をしております。

教育関係の予算につきましても、江小の遊具の設置、これで学校全てが、小中学校完備する訳でございます。また、運動公園テニスコートの多目的化など、子どもに対する投資は未来への投資であるという照井町長の施政方針にありますように、大変有意義なものであるというふうに考えております。

最後になりますが、北の江の島拠点施設につきましては、安全性の確保を最優先にして予算執行をすることを意見を付して、賛成の討論といたします。

議員各位におかれましては、賛成の賛同をよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。他に討論希望ありますか。

「大門議員」

はい。

(「なし」の声)

(議長)

あ、大門議員。

「大門議員」

私も賛成の立場から討論いたします。

照井町長が政治公約として掲げた北の江の島構想では、子ども達が安心して遊べる室内施設を中核とした、町内外から多くの方々に訪れていただける人気スポットとなる道の駅と、道の駅を目指すとしており、江差町の中核拠点施設となるものと期待しております。

また、長年の懸案であった中心市街地の旧江光ビル跡地の新たな町民交流施設の基本設計なども含め、観光や集客の拠点となる施設設計は早期に取り組むべき施策であり、大いに期待するものです。

嬉しいニュースとして、先月、3年ぶりに江差港内でニシンの群来がありましたが、ニシンの繁栄が息づく町のストーリーで認定された日本遺産を活用した観光振興や、江差観光みらい機構と連携した体験観光、情報発信、地元商品の販路拡大にも期待を寄せるものがあります。

江差町の主要産業である一次産業においては、漁業の不振による水揚げの減少が響き、漁業者の収益の減少が危惧されておりますが、ナマコ、ウニの養殖やサケ海中飼育などの支援予算が計上されており、現在、継続されている江差港におけるニジマス養殖事業に対しても、今後の継続的な支援を期待するものです。獲る漁業から育てる漁業へ

の転換を進めるなど、大いに評価するものです。

また、子育て世帯の住宅建設や購入に対する助成や、江差小学校複合遊具の設置、学校給食費無償化など、子育て世代が安心して生活できる環境づくりに対する支援策の充実を図っていくことと期待するものです。

これまでの町民や各種団体との対話や要望を踏まえ、限られた財源ではありますが、江差町が抱える諸課題の解決に向けた積極的な姿勢が見られる予算内容となっており、大いに評価するものでございます。

江差町の新たな魅力づくりと地域経済の活性化に向けた取組にご期待申し上げ、賛成の立場からの討論といたします。

各議員の賛同をよろしくお願い申し上げ、私の発言を終わります。

(議長)

他に、討論希望ありますか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なし(正：討論なし)と認め、採決に移ります。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号、令和5年度江差町一般会計予算について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第8号、令和5年度江差町国民健康保険費特別会計予算について、討論採決を行います。

(議長)

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第8号、令和5年度江差町国民健康保険費特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第9号、令和5年(正:令和5年度)江差町後期高齢者医療特別会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第9号、令和5年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第14、議案第10号、令和5年度江差町介護保険特別会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第10号、令和5年度江差町介護保険特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15、議案第11号、令和5年(正:令和5年度)江差町公共下水道事業特別会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第11号、令和5年度江差町公共下水道事業特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第12号、令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第12号、令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第17、議案第13号、令和5年度江差町港湾整備事業特別会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第13号、令和5年(正：令和5年度)江差町港湾整備事業特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、議案第14号、令和5年度江差町奨学金特別会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありません

か。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第14号、令和5年度江差町奨学金特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、議案第15号、令和5年度江差町水道事業会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第15号、令和5年度江差町水道事業会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第20、議案第16号、江差町財政調整基金の処分について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第16号、江差町財政調整基金の処分について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第21、財産の経年貸付について、(正：財産の減額貸付について)、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第28号、財産の減額貸付について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第22、議案第30号、指定管理者の指定について、討論採決を行います。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第30号、指定管理者の指定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 15 : 44

※除斥事項のため、議長退席

再開 15 : 44

※萩原副議長登壇

(副議長)

休憩を閉じて再開いたします。

(副議長)

日程第23号(正:第23)、議案第31号、指定管理者の指定について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(副議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(副議長)

議案第31号、指定管理者の指定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(副議長)

挙手全員であります。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決されました。

(副議長)

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 15 : 46

※除斥事項のため、萩原副議長退席

再開 15 : 46

※議長登壇

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

(議長)

日程第24、議案第32号、指定管理者の指定について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第32号、指定管理者の指定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 46

※萩原副議長着席

再開 15:47

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

(議長)

日程第25、発議第1号、江差町議会個人情報保護法に関する条例の制定についてを、議題といたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

発議第1号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、議案第1号(正：発議第1号)については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第26、発議第2号、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空水土の安全の保障を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

発議第2号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

(事務局長：少数です。少数です。) 同数の場合、どうするの。(事務局長：少数です。) あ、少数が。

少数であります。

よって、発議第2号については、否決されました。

(議長)

日程第27、発議第3号、安心して必要な介護を受けられるよう制度の改善を求める意見書の提出を議題といたします。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

発議第3号、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

(事務局長：多数です。) はい。多数であります。

(議長)

よって、発議第3号については、原案のとおり決しました。

(議長)

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 49

※大杉消防長、斉藤課長退職の挨拶

再開 16 : 02

(議長)

それでは、休憩を閉じて、再開いたします。

(議長)

以上で、今定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

これで、会議を閉じます。

令和5年第1回江差町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦労様でした。

ご協力、ありがとうございました。

閉会 16:02